

H—(2114)—

行政

専門(多枝選択式)試験問題

注意事項

1. 問題は次の16科目(各科目5題ずつ計80題, 80ページ)あります。
このうち任意の8科目(40題)を選択し, 解答してください。

科	目	題数	問題番号	
政治学	学	5題	No. 1～No. 5	8科目 40題選択解答
行政学	学	5題	No. 6～No. 10	
憲法	法	5題	No. 11～No. 15	
行政法	法	5題	No. 16～No. 20	
民法(総則及び物権)		5題	No. 21～No. 25	
民法(債権, 親族及び相続)		5題	No. 26～No. 30	
ミクロ経済学		5題	No. 31～No. 35	
マクロ経済学		5題	No. 36～No. 40	
財政学・経済事情		5題	No. 41～No. 45	
経営学		5題	No. 46～No. 50	
国際関係		5題	No. 51～No. 55	
社会学		5題	No. 56～No. 60	
心理学		5題	No. 61～No. 65	
教育学		5題	No. 66～No. 70	
英語(基礎)		5題	No. 71～No. 75	
英語(一般)		5題	No. 76～No. 80	

なお, 8科目を超えて解答しても超えた分については採点されません。

2. 解答時間は正味3時間です。
3. この試験問題は, 本試験種目終了後に持ち帰りができます。
4. 本試験種目の途中で退室する場合は, 退室時の問題集の持ち帰りはできませんが, 希望する方には後ほど渡します。別途試験官の指示に従ってください。なお, 試験時間中に, この問題集を切り取ったり, 転記したりしないでください。
5. 下欄に受験番号等を記入してください。

第1次試験地	試験の区分	受験番号	氏名
--------	-------	------	----

指示があるまで中を開いてはいけません。

途中で退室する場合………本試験種目終了後の問題集の持ち帰りを

希望しない

No. 1～No. 5は政治学です。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 1】 民主主義に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. J.A. シュンペーターによれば、民主政治の特質は複数の政治集団が選挙での投票獲得をめぐって競争するという点にあるが、彼は、その競争には具体的な政策を盛り込んだ選挙公約の提示が不可欠であり、政権を獲得した政治リーダーにはその遵守が求められるとした。つまり、政策の決定権はあくまで選挙民にあるべきであって、政治リーダーの役割は限定されなければならないという主張である。
2. R. ダールによれば、民主政治の特質は多数の集団が政策決定へのアクセスを求めて激しく競い合うという点にある。そして、集団間の競争が最も活発に展開されるのが選挙であり、選挙においては集票力、すなわち集団の規模こそが集団の影響力を測るバロメータとなる。よって、通常の政治過程においては、最大規模の集団が選挙に勝利して、政治権力を独占的に握ることになるという。
3. T.J. ロウィらの参加民主主義論は、古典的な伝統に立ち返って市民の直接的な政治参加を重視すると同時に、政治参加は自己利益、特に経済的利益を実現するための手段であるという自由主義的な立場をとる。そして、代議制民主主義は個々人の経済的利益を守るためには十分に機能していないため、重要な争点については積極的に国民投票を実施するなど、直接民主主義の手法を取り入れる必要があると主張する。
4. 多数派支配型の民主主義は、少数派の意向に配慮することよりも、多数派の意向に合致した政治を行うことが民主政治の理念にかなうと考える。G.A. アーモンドによれば、民族や宗教など深刻な社会的対立を抱えているベルギーなどのヨーロッパの小国では、少数派を保護するあまり合意形成に時間を浪費した反省から、迅速な決定を行うべく、多数派支配型の民主主義を採用し、次の選挙までの間、多数派に権力を集中させているところが多い。
5. A. レイプハルトによれば、多数派による支配は多数派の独裁を招き、結果として民主政治そのものを危機に陥れるとして、合意型の民主主義は少数派の保護を指向する。具体的には、選挙制度には少数派の代表性を確保する比例代表制が採用され、重要事項の決定は多数決ではなく全会一致とすることが基本とされる。さらに、大連立にみられるように多くの政党が政権に参加するなどの特徴をもっている。

【No. 2】 我が国の選挙に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. アナウンスメント効果とは、投票日前に行われる選挙情勢や選挙結果を推定する報道が、有権者の投票行動に何らかの変化をもたらすというものである。有利と報道された政党、候補者にさらに票が集まるのをバンドワゴン効果、不利と報道された政党、候補者が票を伸ばすのをプライミング効果というが、我が国では「判官びいき」の意識が根強いこともあり、プライミング効果がみられるのが特徴である。
2. ミシガン・モデルによれば、1950年代の米国人の多くは特定の政党に対する帰属意識を持つものの、選挙の際には、候補者の掲げる政策を比較検討して、政策が自分の立場に最も近い候補者に投票していたという。現在の我が国でもこのモデルは有効であり、有権者のほとんどは支持政党を持つものの、選挙の際には、支持政党の候補者にそのまま投票するのではなく、政策が自分の立場に最も近い候補者に投票している。
3. 小選挙区制は二大政党制をもたらし、比例代表制は多党制をもたらすというデュベルジェの法則のとおり、小選挙区比例代表並立制の導入以降の衆議院では、小選挙区選挙に関しては二大政党化が進行し、比例代表選挙に関しては多党制が維持されている。現在、衆議院全体として二大政党化が進まず、多党制が維持されているのは、小選挙区選挙の議員定数よりも比例区選挙の議員定数の方が多いためである。
4. 比例代表選挙は各党の得票数に応じて議席を配分するのが基本とするが、細部は多様であり、我が国でも衆議院と参議院とで仕組みが異なる。有権者は、前者では政党へ投票するのに対し、後者では政党だけでなく候補者個人への投票も可能であり、また、前者は複数の選挙区を設けるのに対し、後者は全国を一つの選挙区としている。さらに、前者の候補者名簿には当選人となるべき順位が付されているのに対し、後者のそれには付されていない。
5. 投票によって得られる効用が投票に行くコストよりも大きければ投票し、小さければ棄権するという投票参加の合理的選択モデルに従えば、投票に行くコストを軽減すれば、投票率の向上が期待できることになる。近年の選挙制度改革によって、投票時間の延長や不在者投票の要件緩和を進めるとともに、電子投票制を導入して自宅からの投票を可能としたことは、投票に行くコストの軽減策の一環とみることができる。

【No. 3】 アメリカ合衆国の政治に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. アメリカ合衆国においては、大統領に連邦議会の解散権は認められていない一方で、連邦議会にも大統領の不信任決議権は認められておらず、連邦議会と大統領との間に相互に分離独立した関係がある。ただし、内閣を構成する各省長官は連邦議会議員との兼職が可能であり、議会への出席の義務も負っている。
2. アメリカ合衆国の上院議員の定数は100名で、人口に関係なく各州2名ずつ選出される。下院議員の定数は435名で、人口に比例して各州に配分されるが、州の人口が少なくとも各州最低1名は配分されている。条約批准同意権や官職任命同意権は上院のみが有しているが、法律を制定する権限という点では両院は対等である。
3. アメリカ合衆国においては、共和党と民主党による二大政党制が定着しており、20世紀以降の大統領選挙ではすべて共和党又は民主党いずれかの候補者が選出されており、両政党以外の候補者が一般投票の得票率10%以上を獲得したことはない。また、20世紀以降の連邦議会では、共和党又は民主党いずれかの候補者がすべての議席を占めている。
4. ロビイストは、圧力団体の代理人としてその団体にとって有利な法案の通過を促進させたり、不利な法案を修正又は否決させたりするために、政党や議員に対して様々な働きかけを行う。政党単位で議会が運営され、我が国や英国の議会と比較して党議拘束が強いアメリカ合衆国の議会は、職業的ロビイストの活動が活発であり、腐敗の温床となりやすかったことから、1946年に連邦ロビイング規制法が制定され、ロビイストの登録、収支報告の提出が義務付けられた。
5. アメリカ合衆国における投票年齢は州ごとに異なり、一部の州を除いて、投票しようとする市民は自発的に有権者登録をする必要がある。郵送による登録や運転免許証申請時の登録が可能になったことから、2006年の中間選挙では、投票資格を有する市民の9割以上が有権者登録を行った。

【No. 4】 権力、政治的リーダーシップに関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 権力の実体概念とは、権力を人間又は人間集団が保有する何らかの力としてとらえる考え方であり、この立場の代表者として、暴力(軍隊)の集中を権力の基盤とみなした N. マキャヴェリ、富(生産手段)の所有が権力の基盤であるとした K. マルクスなどが挙げられる。他方、富や技能や知識等の権力の基盤は多様であるとした H.D. ラズウェルは、権力の実体概念を否定し、権力の関係概念を提唱した。
2. R. ダールは、「AがBに対して、Bが本来やりたくない何かをさせることができる時、AはBに対して権力を有する」とし、権力に関して権力を行使する者の存在だけでなく、その権力に服従する者の反応を重視し、権力を双方の関係からとらえた。彼は、このような考え方を、権力の零和概念と名付けた。
3. M. フーコーは、自ら考案した「パノプティコン(一望監視装置)」という集団監視施設を例に挙げ、規律権力は、監視と指導を通じて人々に正しい行為の規範を内面化させ、自発的に規律正しい振る舞いができる人間を作ることを目指すものであるとした。彼は、このように、権力をその行使者と服従者との二者間関係として明確にとらえることを重要視した。
4. 政治的リーダーに求められる資質に関して、プラトンは、政治の目標である「善のアイデア」を認識し、政治の技能として「高貴な嘘」を駆使できる哲人王が政治的リーダーになるべきだとし、N. マキャヴェリは、国民を十分に操作し得る「狐の知恵」と国民を畏服させ得る「ライオンの見せかけ」とを兼ね備えた君主が国家の政治に当たる必要性を説いた。
5. R. シュミットは、政治的リーダーシップを、創造的リーダーシップと代表的リーダーシップに区分した。そのうち創造的リーダーシップは危機的状況に際してこれまでの価値体系そのものの変革を図ることによりリーダーシップを獲得するものであり、代表的リーダーシップは大衆の不満を一挙に充足させる解決方法を提示するものであり、全く矛盾する公約の濫発やスケープゴートの創出等を行うことによりリーダーシップを獲得するものである。

【No. 5】 政治思想に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. A. スミスは、J.S. ミルの功利主義の影響を受けて、私的利益を追求する個人の経済活動が、あたかも神の「見えざる手」に導かれるようにしておのずと調和へ至ると考えた。また、スミスは、各人が自己の利益を自由に追求するためには、国家の機能を国防、司法などに限定し、あらゆる特権や制限を撤廃すべきであると主張した。
2. T. ホッブスは、国家や制度が存在する以前の段階において、人類が自己保存のための自然権を正当に行使し、平和と秩序を保っていたと考えたが、さらに人類が発展するためには、国家による管理が必要不可欠であると考え、個人の所有権を制限すべきであると主張した。
3. 英国の名誉革命について分析した J. ボダンは、国家を他の諸団体から決定的に区別するためのメルクマールとなる主権の概念を唱えた。ボダンによると、主権は、国家の絶対的かつ恒久的な権力として存在し、いかなる神法・自然法の拘束を受けない。
4. G. ヘーゲルは、国家とは別に、政治性・権力性を持たない私人間の関係としての社会を認識し、これを市民社会と呼んだ。また、K. マルクスは、ヘーゲルからこの概念を継承しつつ、市民社会が人間の自由な活動を可能にする領域となる点を高く評価し、来るべき理想社会において実現されるべきものであると考えた。
5. E. バークは、古くから存続してきたものはそれだけ自然で人間性に適したものであり、伝統と慣習とに従っていくことによってこそ政治秩序は存続し得ると考え、フランス革命において、人々が社会の自生的な発展を暴力的に断ち切って、人為的に制度を構築しようとしたことを批判した。

No. 6～No. 10 は行政学です。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 6】 行政学理論に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 政治と行政の関係について、W. ウィルソンは、政治の任務と行政の任務の違いを明確に認識して両者を区別し、官僚による政治への介入を抑制すべきとする政治・行政の分離論を唱えた。一方、F.J. グッドナウは、官僚が政策の実施機能だけでなく立案機能をも担うようになり、政治家と官僚が協働して政策を形成している中であっては、政治と行政は一体のものとして理解すべきだとする政治・行政の融合論を主張した。
2. 行政活動の能率について、H.A. サイモンは、ある活動に投入された努力と、その活動から産出された成果との対比を能率と呼んだ。これによれば、最小の努力をもって最大の成果をあげる方法が最も能率的な方法となる。一方、C.I. バーナードは、組織活動の有効性と能率性を区別した上で、能率性とは、職員をはじめとして広く組織活動に貢献している人たちが感じている満足の度合いのことであるとした。
3. 古典的組織論の代表的論者 F.J. レスリスバーガーは、組織を構成する要素は職員ではなく職務であり、組織の合理的な編成とは、全職務を合理的な体系に組み立てることであるという組織均衡の理論を提示した。一方、現代組織論の代表的論者 L. ギューリックは、組織を人間行動のシステムとしてとらえ、組織の構造よりもその作動に着目するとともに、職員相互間の意思伝達（コミュニケーション）の在り方を組織分析の鍵概念とした。
4. A. エチオーニの混合走査法モデルによれば、人間は、大枠の決定については C.E. リンドブロムのいう漸増主義的な決定を行うが、大枠の範囲内の部分的な決定については、最善の選択肢を選ぶために綿密な分析(混合走査)を行うという。一方、H.A. サイモンの満足化モデルによれば、人間は、能力の限界と決定に至る費用を節約するため、最善の決定を目指すのではなく、自ら一定の満足水準を設定し、それを満たす選択肢の採用を目指すという。
5. 官僚制に対する批判として、C.N. パーキンソンは、公共部門の財政支出は経済の成長率を上回る速度で膨張し、行政職員数はその業務量にかかわらず一定の比率で増大していくと述べ、その非効率性を指摘した。一方、R. マートンは、杓子定規の形式主義、^{はんぶんじょくれい}繁文縟礼、法規万能主義、縄張り主義、権威主義など、行政職員に特有の行動様式を体系的に考察し、これらを「少数支配の鉄則」と呼んで批判した。

【No. 7】 我が国の地方自治に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 我が国の地方自治体は、首長と議会という二つの代表機関の抑制均衡を重視する機関対立主義を採用している。そのため、首長は議会を解散することはできず、一方、議会も首長の不信任を議決することはできない。また、首長は条例案や予算案を議会に提出する権限を持たないため、形式的には条例や予算はすべて議員提案となっている。
2. 我が国の地方自治体は執行機関多元主義をとっており、首長とは別に、教育委員会や労働委員会などの執行機関が設置されている。これらの委員会は独自の規則制定権を持つなど、首長を牽制する役割が期待されているといえるが、各委員会の委員は特別職であり、その任免権は首長にあるなど、首長の優位性が確保されている。
3. かつての機関委任事務のほとんどは、現在、自治事務と法定受託事務に区分されている。このうち法定受託事務は、依然として国の事務という位置付けに変わりはないが、国による包括的な指揮監督権が認められなくなり、また、議会による条例制定の対象となったため、地方自治体が自己決定できる領域は大きく広がったとされている。
4. 政令指定都市の制度は戦前の特別市の制度が基となっており、政令指定都市には、特別市と同じく市内に複数の行政区を置くことが義務付けられている。なお、現在の行政区は特別地方公共団体であるが、東京都の特別区とは異なり、区長は公選制ではなく市長の任命制であり、議会も置かれないなど、自治体としての性格は有していない。
5. 地方交付税制度は自治体間の財政格差を是正し、地方自治体に一定水準の財源を保障する制度であるが、その配分基準が複雑で透明性が低いという指摘もあったため、いわゆる三位一体の改革を通じ、現在は、所得税や法人税など国税の一定割合を各地方自治体の人口のみに応じて機械的に配分するという仕組みに改められている。

【No. 8】 我が国の公務員制度に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 平成9年に現行の国家公務員制度とその運用の在り方について全般的な見直しを行うことを目的として、公務員制度調査会が設置された。本調査会ではいわゆるキャリアとノンキャリアの区別については引き続き継続するが、ノンキャリアの職員を本省庁の課長級以上の幹部職員に積極的に登用するべく数値目標を基本答申に設定して、平成11年に公表した。しかしながら、政府はこの答申を受けて具体的な方策について、一切示していないのが現状である。
2. 戦後日本の政官関係の在り方については、1990年代以降の政治改革の流れの中で見直しの対象とされた。平成11年から国会の政府委員制度が廃止され、平成13年の中央省庁の再編に際して、新たな府省の主任大臣の下に副大臣と大臣政務官が配置され、これにより、国家公務員は政治家との接触が原則禁止された。これらの改革はフランス型の政官関係をモデルにしたものといえる。
3. 平成11年に国家公務員倫理法が成立した。この法律は、すべての国家公務員に対して、事業者等から1件につき5000円を超える贈与等を受けたときは、これを四半期ごとにまとめて記載した贈与等報告書の提出を義務付けるとともに、毎年3月にその前年において行った株取引等を記載した株取引等報告書と前年1年間の所得等を記載した所得等報告書の提出を義務付けている。
4. 平成13年の中央省庁等再編では、内閣の補佐・支援機能を強化するため、内閣官房が新設された。内閣官房は、内閣の庶務、内閣の重要政策の企画立案・総合調整、情報の収集調査などを担うとともに、幹部職員の一元管理を行うこととされた。
5. 平成20年に国家公務員制度改革基本法が成立した。その中で、政府は、議院内閣制の下、政治主導を強化し、国家公務員が内閣、内閣総理大臣を補佐する役割を適切に果たすこととするため、内閣官房に、内閣総理大臣の命を受け、内閣の重要政策のうち特定のものに係る企画立案に関し、内閣総理大臣を補佐する職(国家戦略スタッフ)を置くことを定めた。

【No. 9】 我が国の予算制度に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 予算とは、来るべき会計年度内に実行することを計画され、原則としてその履行されるべき経費の支出とこの経費の支出に充当されるべき収入の予測とを体系的に総括したものである。そのため、予算は、議会において議決されるべき立法形式の一つであるが、単なる歳出歳入についての「見積表」であり、政府が誠実に遵守すべき法的義務を負った行為規範ではない。
2. 予算において既往の施策の拡充・転換又は施策の新設を要求する場合にあつては、これらの施策を所管する行政機関の組織の統廃合・新增設とこれらの行政機関の組織の定員増を必要とすることが多いため、予算査定とともに、組織変更と定員改定の要否の査定についても、財務省主計局によって行われることになる。
3. 我が国の会計年度は4月から翌年の3月までになっているので、予算は前年度末の3月末までに国会の議決を得なければならない。これまでに予算が成立しないと新年度において行政機関は支出する権限がなく活動停止という事態になってしまうため、このような事態を避けるために、内閣は暫定予算を編成することができる。暫定予算については、予算の空白を生まないようにする緊急的な措置のため、国会の議決は必要としない。
4. 我が国の予算編成は財務省によって行われ、内閣総理大臣がこれに介入することも、閣議で予算について実質審議することもなく、政府予算が国会審議で修正されることもほとんどない。これは議院内閣制を採用している英国でも同様であるが、米国の場合も、大統領府の行政管理予算庁が予算法案を作成し、議会が予算法案を作成することはない。
5. 財政投融資とは、国の信用等に基づき調達した資金を財源として、政策的な必要性がありながら、民間金融では困難な長期資金の供給などを可能とするための投融資活動をいう。ただし、郵便貯金等を資金運用部に預託する制度が廃止され、自主運用されることになったため、財政投融資債や財政投融資機関債を発行して資金調達を図っている。

【No. 10】 行政統制と行政責任に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. C.E. ギルバートの制度的統制と非制度的統制の区分によると、裁判所や会計検査院による統制や職員組合との交渉は制度的統制に分類され、上司による職務命令やマス・メディアによる報道は非制度的統制に分類される。
2. C. フリードリッヒは、行政官の自由裁量の拡大がその専門知識や技術を引き出すためには必要であり、同時に、その裁量権行使に伴う価値選択が民衆の感情を十分に反映したものでなければならぬと主張した。
3. 行政責任のディレンマ状況とは、行政官に対して相互に矛盾し、対立する統制や期待が寄せられたときに、行政官がいずれにこたえるべきかを迷うような状況をいう。このようなディレンマ状況は、内在的統制と外在的統制の間でのみ生じるものであり、同一価値観の下に職務を遂行するライン系統組織や官房系統組織の内部では生じない。
4. 行政機関情報公開法は、開示請求の対象を、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録としており、また、開示方法としては、文書等の閲覧のみを認め、写しの交付を認めていない。
5. 我が国におけるオンブズマン制度は、平成2年に川崎市が導入して以来、地方公共団体が率先して進めた。その結果、平成18年に改正された行政機関情報公開法においても、国民の行政機関に対する苦情処理や行政活動の監視などを行う権利を擁護するために、オンブズマンを設置することが規定された。

No. 11～No. 15は憲法です。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 11】 幸福追求権に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

ア. 個人の私生活の自由の一つとして、何人も、承諾なしに、みだりに容ぼう・姿態を撮影されない自由を有し、警察官が、正当な理由なく個人の容ぼう等を撮影することは、憲法第13条の趣旨に反し許されず、速度違反車両の自動撮影を行う自動速度監視装置による運転者の容ぼうの写真撮影は、現に犯罪が行われている場合になされ、犯罪の性質、態様からいって緊急に証拠保全をする必要があるものの、同乗者の容ぼうを撮影することとなり、その方法が一般的に許容される限度を超えるものであるから、憲法第13条に違反する。

イ. ある者の前科等にかかわる事実が著作物で実名を使用して公表された場合に、その者のその後の生活状況、当該刑事事件それ自体の歴史的又は社会的な意義、その者の当事者としての重要性、その者の社会的活動及びその影響力について、その著作物の目的、性格等に照らした実名使用の意義及び必要性を併せて判断し、当該前科等にかかわる事実を公表されない法的利益がこれを公表する理由に優越するときは、その者はその公表によって被った精神的苦痛の賠償を求めることができる。

ウ. 前科及び犯罪経歴は、人の名誉、信用に直接かかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するのであって、市区町村長が、本来選挙資格の調査のために作成、保管する犯罪人名簿に記載されている前科等をみだりに漏えいしてはならない。

エ. 憲法第13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しており、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有することから、行政機関が住民基本台帳ネットワークシステムにより住民の本人確認情報を収集、管理又は利用する行為は、当該住民がこれに同意していない場合には、憲法第13条に違反する。

オ. 外国国賓による講演会の主催者として、大学が学生から参加者を募る際に収集した、参加申込者の学籍番号、氏名、住所及び電話番号に係る情報は、他者に対して完全に秘匿されるべき性質のものではなく、単純な個人識別情報であって、その性質上他者に知られたいと感じる程度が低く、その一方、当該講演会の警備の必要性は高いことから、大学が当該情報を本人に無断で警察に開示した行為は、社会通念上許容される限度を逸脱した違法な行為とまではいえず、不法行為を構成しない。

1. ア, エ
2. イ, ウ
3. イ, オ
4. ウ, エ
5. ウ, オ

【No. 12】 学問の自由及び教育を受ける権利に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

ア. 憲法第 26 条の規定の背後には、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、自ら学習することのできない子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在していると考えられる。

イ. 子どもの教育は、親を含む国民全体の共通の関心事であり、公教育制度は、このような国民の期待と要求に応じて形成、実施されるべきものであるが、憲法の採用する議会制民主主義の下では、国民全体の意思の決定は国会において行われることから、法律は、当然に、公教育における教育の内容及び方法について包括的に定めることができ、また、教育行政機関も、法律の授権に基づく限り、広くこれらの事項について決定権限を有する。

ウ. 憲法はすべての国民に対しその保護する子女をして普通教育を受けさせることを義務として定めているのであるから、国が保護者の教育費用の負担を軽減するよう配慮、努力することは望ましいところであるが、それは国の財政等の事情を考慮して立法政策の問題として解決すべき事柄であって、授業料を徴収するか否かを含め、義務教育の費用をどの範囲まで無償とするかは、専ら法律の定めるところに委ねられる。

エ. 教師の教育の自由については、憲法第 23 条が保障する学問の自由から導き出されるものであるが、子どもの教育は、教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じ、子どもの個性に応じて弾力的に行わなければならないという教育の本質的要請に照らせば、知識の伝達と能力の開発を主とする普通教育の場においても、大学における教授の自由と同程度の教授の自由が認められる。

オ. 大学の学問の自由と自治は、直接には教授その他の研究者の研究、その結果の発表、研究結果の教授の自由とこれらを保障するための自治とを意味すると解され、これらの自由と自治の効果として、大学の施設が大学当局によって自治的に管理され、学生も学問の自由と施設の利用を認められる。

1. ア, エ
2. ア, オ
3. イ, ウ
4. イ, エ
5. ウ, オ

【No. 13】 法定手続の保障等に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

ア. 刑事裁判において、起訴された犯罪事実のほかに、起訴されていない犯罪事実をいわゆる余罪として認定し、実質上これを処罰する趣旨で量刑の資料に考慮し、そのため被告人を重く処罰することは憲法第 31 条等に反し許されないが、量刑のための一情状として、いわゆる余罪をも考慮することは、必ずしも禁ぜられるところではない。

イ. 憲法第 31 条の定める法定手続の保障は、直接には刑事手続に関するものであるが、財産や自由の剥奪ないし制限といった不利益は、行政処分によって課されることも十分あり得ることにかんがみると、行政手続にも刑事手続と等しく同条による保障が及び、その相手方に対し、事前の告知、弁解、防御の機会を与える必要がある。

ウ. 関税法において、同法所定の犯罪に係のある船舶、貨物等が被告人以外の第三者の所有に属する場合においてもこれを没収する旨規定しながら、その所有者たる第三者に対し、告知、弁解、防御の機会を与えるべきことを定めておらず、また、刑事訴訟法その他の法令においても何らかかる手続に関する規定を設けていないときに、関税法の規定により第三者の所有物を没収することは、憲法第 29 条及び第 31 条に違反する。

エ. 刑罰法規があいまい不明確のゆえに憲法第 31 条に違反するかどうかは、通常的判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読み取れるかどうかによって決定され、罰則を伴う条例が、集団行進等について抽象的に「交通秩序を維持すること」とのみ定めているにすぎない場合は、その意味を一般人が理解することは困難であり、同条に違反する。

1. イ
2. エ
3. ア, ウ
4. ア, エ
5. イ, ウ

【No. 14】 衆議院と参議院に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

ア．衆議院議員の任期を4年、被選挙権を有する者を25歳以上の者とする事、参議院議員の任期を6年、被選挙権を有する者を30歳以上の者とする事は憲法において定められているが、その他の議員の資格は法律で定められている。

イ．衆議院で内閣不信任決議案が可決された場合は、内閣は、衆議院を解散するか、又は総辞職しなければならないが、衆議院において内閣信任決議案が否決された場合及び参議院において内閣総理大臣の問責決議案が可決された場合は、内閣は、衆議院を解散し、又は総辞職する必要はない。

ウ．内閣総理大臣の指名及び予算の議決について、衆議院が指名の議決をした後又は参議院が衆議院の可決した予算を受け取った後、憲法で定められた期間内に参議院が議決しない場合は、衆議院の議決が国会の議決となる。

エ．法律案の議決及び条約の締結に必要な国会の承認について、参議院が、衆議院の可決した案を受け取った後、憲法で定められた期間内に議決しない場合は、衆議院は、参議院が否決したとみなすことができ、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、衆議院の議決が国会の議決となる。

オ．憲法は、内閣総理大臣の指名、法律案及び予算の議決、条約の承認について、衆議院の優越を認めているが、憲法以外に、法律において衆議院の優越を認めているものはない。

1. ウ
2. オ
3. ア, オ
4. イ, エ
5. ウ, エ

【No. 15】 司法権に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

- ア．憲法は、すべての司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属することを定めており、特別裁判所の設置を禁止しているが、特定の専門的な事件だけを扱う裁判所であっても、最高裁判所を頂点とする通常裁判所の系列に属する裁判所であるならば、特別裁判所に当たらない。
- イ．最高裁判所は、最高裁判所長官 1 名及び最高裁判所判事 14 名で構成されるが、三権相互の抑制・均衡の見地から、最高裁判所長官は国会の指名に基づいて天皇が任命し、最高裁判所判事は内閣の指名に基づいて天皇が任命することとされている。
- ウ．最高裁判所の裁判官については、下級裁判所の裁判官と同様に両議院の議員で組織される弾劾裁判所の弾劾の対象となり得るほか、特に国民審査の制度が設けられており、国民審査の結果、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は罷免される。
- エ．司法権の独立を確保するため、裁判官を懲戒する権限は裁判所自身に与えられており、裁判所は、法律で定められた手続により、非行を行った裁判官に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。
- オ．憲法第 3 章で保障する国民の権利が問題となっている事件の対審は、原則として、公開の法廷で行わなければならないが、裁判官の全員の一致で、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると決定した場合には、例外的に、公開しないでこれを行うことができる。

1. ア, ウ
2. ア, オ
3. イ, ウ
4. イ, エ
5. エ, オ

No. 16～No. 20 は行政法です。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 16】 A市職員で構成される職員団体Bは、その事務所として使用するため市庁舎地下1階に在る一室の使用許可を受けてきたが、市庁舎が手狭となり執務室として使用する必要が生じたことから、A市長は使用許可を取り消す旨の処分をした。ところがBはこの処分に不満であったことから、明け渡すことなく、引き続き事務所として利用しており、同事務所には机、椅子などの存置物件がある。

この場合に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

ア. A市長は、庁舎を明け渡すよう、Bに対し行政代執行法に基づく戒告を行い、Bがこれに従わないときは、A市長は行政代執行法に基づく代執行をすることができる。

イ. A市長はBが事務所に存置している物件について、これを搬出するよう、Bに対し行政代執行法に基づく戒告を行い、Bがこれに従わないときは、A市長は行政代執行法に基づく代執行をすることができる。

ウ. BはA市に対し、使用許可取消処分の取消訴訟を提起することができる。

エ. A市はBに対し、庁舎の明渡しを求める民事訴訟を提起することができる。

1. イ, ウ
2. イ, エ
3. ウ, エ
4. イ, ウ, エ
5. ア, イ, ウ, エ

【No. 17】 行政手続法に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

ア．行政手続法の目的は、行政運営における公正の確保と透明性の向上のための手続及び公法上の権利関係に関する訴訟の手続を定め、もって公法上の権利関係の保護に資することである。

イ．行政手続法は、処分に関する手続について、申請に対する処分と不利益処分に区分し、それぞれについてその手続を規定している。

ウ．行政手続法は、処分を行う場合の手続に関し、処分の名あて人の意見を聴く手続として、聴聞と弁明の機会の付与の二つの手続を定めているが、不利益処分を行う場合には、必ず聴聞を行わなければならないこととしている。

エ．行政手続法は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関して規定しているものであり、府省令又は規則を定める際の意見公募に関する手続については規定していない。

オ．地方公共団体の機関が行う処分のうち、その根拠となる規定が条例又は地方公共団体の規則に置かれているものについては、行政手続法に定める手続は適用されない。

1. ア, イ
2. ア, エ
3. イ, オ
4. ウ, エ
5. ウ, オ

【No. 18】 抗告訴訟の対象に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

- ア. 労災就学援護費に関する制度の仕組みにかんがみると、被災労働者又はその遺族は労働基準監督署長の支給決定によって初めて具体的な労災就学援護費の支給請求権を取得することから、労働基準監督署長が行う労災就学援護費の支給又は不支給の決定は、労働者災害補償保険法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、被災労働者等の権利に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるから、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる。
- イ. 食品衛生法(平成15年法律第55号による改正前のもの)第16条の規定に基づき食品等の輸入の届出をした者に対して、検疫所長が行う食品衛生法違反の通知は、法令に根拠を置くものではなく、食品等を輸入しようとする者のとるべき措置を事実上指導したものにすぎないことから、当該通知により税関長による輸入許可が受けられないという法的効果を有するものではなく、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらない。
- ウ. 過大に登録免許税を納付して登記を受けた者が登録免許税法(平成14年法律第152号による改正前のもの)第31条第2項に基づいて行った登記機関から税務署長に還付通知をすべき旨の請求に対し、登記機関が当該請求者に対して行った拒否通知は、登録免許税の過誤納金の還付を求める方法が同項の請求手続に限定されるものではないことから、当該請求者の権利に直接影響を及ぼす法的効果を有するものといえず、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらない。
- エ. 公共施設の管理者である行政機関等が都市計画法(平成12年法律第73号による改正前のもの)第32条所定の同意を拒否する行為は、公共施設の適正な管理上当該開発行為を行うことは相当でない旨の公法上の判断を表示する行為であり、この同意が得られなければ公共施設に影響を与える開発行為を適法に行うことはできないが、当該同意を拒否する行為それ自体は、開発行為を禁止又は制限する効果をもつものとはいえないから、国民の権利ないし法律上の地位に直接影響を及ぼすものであると解することはできず、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらない。
- オ. 特定行政庁が建築基準法第42条第2項に基づいていわゆるみなし道路の指定を行うに際し、告示により一括して指定する行為は、特定の土地について個別具体的に指定したものではなく、一般的基準の定立を目的としたものにすぎず、当該告示自体によって、直ちに建築制限等の私権の制限が生じるものと認めることはできないから、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらない。

1. ア, エ
2. ア, オ
3. イ, ウ
4. イ, オ
5. ウ, エ

(参考)

食品衛生法(平成 15 年法律第 55 号による改正前のもの)

第 16 条 販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装を輸入しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、そのつど厚生労働大臣に届け出なければならない。

登録免許税法(平成 14 年法律第 152 号による改正前のもの)

第 31 条 登記機関は、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、遅滞なく、当該各号に掲げる登録免許税の額その他政令で定める事項を登記等の申請をした者又は登記等を受けた者(中略)の当該登録免許税に係る第 8 条第 2 項の規定による納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

(第 1 号及び第 2 号略)

三 過大に登録免許税を納付して登記等を受けたとき(中略)。当該過大に納付した登録免許税の額

2 登記等を受けた者は、(中略)登録免許税の過誤納があるときは、当該登記等を受けた日(中略)から 1 年を経過する日までに、政令で定めるところにより、その旨を登記機関に申し出て、前項の通知をすべき旨の請求をすることができる。

都市計画法(平成 12 年法律第 73 号による改正前のもの)

第 32 条 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意を得、かつ、当該開発行為又は当該開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。

建築基準法

(道路の定義)

第 42 条 この章の規定において「道路」とは、(中略)幅員 4 メートル(中略)以上のもの(中略)をいう。(以下略)

2 この章の規定が適用されるに至つた際に建築物が立ち並んでいる幅員 4 メートル未満の道で、特定行政庁の指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離 2 メートル(中略)の線をその道路の境界線とみなす。(以下略)

(第 3 項～第 6 項略)

【No. 19】 民衆訴訟及び機関訴訟に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

ア．民衆訴訟は、個人の権利利益の救済のためではなく、国又は公共団体の機関の法規に適合しない行為の是正を求めるために提起される訴訟であり、法律上の制限なく誰でも訴えを提起することができる。

イ．機関訴訟は、国又は公共団体の機関相互間における権限の存否又はその行使に関する紛争についての訴訟であり、法律に特別に定められた場合において、法律に定められた者のみが訴えを提起することができる。

ウ．住民訴訟の対象となるのは、不当な公金の支出や財産の管理を怠る事実などの地方公共団体の財務会計上の行為又は財務に関する怠る事実であり、当該行為又は事実に関する住民監査請求を経た後でなければ、住民訴訟を提起することができない。

エ．住民訴訟に際しては、地方公共団体に代位して、地方公共団体の被った損害・損失の補てんのために、地方公共団体に損害・損失を与えた職員又は相手方に対して、損害賠償又は不当利得返還を求める訴訟を提起することができる。

オ．地方公共団体の長は、国の関与について不服がある場合には、国地方係争処理委員会に審査を申し出ることができるが、当該審査の結果に不服があった場合でも、裁判所に、国の関与の取消し又は国の不作為の違法の確認を求める訴えを提起することができない。

1. ア, エ
2. ア, オ
3. イ, ウ
4. イ, オ
5. ウ, エ

【No. 20】 行政上の損失補償に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

ア. 土地収用法所定の損失補償に関する訴訟において、裁判所は、収用委員会の補償に関する認定判断に裁量権の逸脱濫用があるかどうかを審理判断するものではなく、証拠に基づき裁決時点における正当な補償額を客観的に認定し、裁決に定められた補償額が当該認定額と異なるときは、裁決に定められた補償額を違法とし、正当な補償額を確定すべきである。

イ. 火災の際の消防活動により損害を受けた者がその損失の補償を請求し得るためには、その損害を与えた処分等が、火災が発生しようとし、若しくは発生し、又は延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのもののある土地以外の消防対象物及び土地に対しなされたものであり、かつ、その処分等が消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるときになされたものであることを要する。

ウ. 国家が私人の財産を公共の用に供するには、それによって私人の被るべき損害を補てんするに足りるだけの相当な補償を行うべきことはいうまでもなく、その補償が財産の供与と交換的に同時に履行されるべきこともまた憲法の保障するところである。

エ. 都道府県の都市計画により駅前広場として指定された土地上に建物を建築する際に知事が行う建築許可に、知事が移転を命じた場合には3か月以内に建物を撤去すること及び当該撤去による損失については補償を一切要求しないこと等の条件が付された場合において、当該条件が都市計画事業の実施において必要と認められなくても、申請者があらかじめ承諾しているときは、当該条件は憲法第29条に違反しない。

1. ア, イ
2. ア, ウ
3. イ, ウ
4. イ, エ
5. ウ, エ

No. 21～No. 25 は民法(総則及び物権)です。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 21】 意思表示に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。
ただし、争いのあるものは判例の見解による。

- ア. 表意者であるAが表示行為に対応する真意がないことを知りながら行った意思表示は有効であり、相手方BがAの真意を知っていたとしても、そのために効力を妨げられない。
- イ. AとBが合意の上で行った虚偽の意思表示は、AとBの間では無効であるが、その意思表示の無効は、善意の第三者Cに対しては対抗することができない。
- ウ. Aが錯誤により行った意思表示は無効となり、Aに錯誤を主張する意思がない場合でも、原則として、相手方Bのみならず、第三者Cからも錯誤を理由としてその無効を主張することができる。
- エ. Aが相手方Bの詐欺により行った意思表示は、取り消すことができ、その意思表示の取消しは、取消し前に利害関係を有するに至った善意・無過失の第三者Cに対しても対抗することができる。

1. ア
2. イ
3. ウ
4. イ, エ
5. ウ, エ

【No. 22】 時効に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア．消滅時効を援用し得る者は、権利の消滅により直接利益を受ける者に限定されるどころ、詐害行為の受益者は、詐害行為取消権を行使する債権者の債権の消滅によって直接利益を受ける者に当たり、当該債権について消滅時効を援用することができる。

イ．所有権の取得時効完成の時期を定めるに当たっては、必ず時効の基礎となる事実が開始した時を起算点として定めなければならないが、取得時効を援用する者が任意にその起算点を選択することはできない。

ウ．時効の利益の放棄があったとするためには、債務者において時効完成の事実を知っていたことを要し、債務者が消滅時効の完成後に当該債務の承認をした場合には、時効完成の事実を知って承認したものと推定される。

エ．債権の消滅時効の完成後に債務者が当該債務を承認した場合には、承認以後再び消滅時効が完成しても、当該債務者は再度完成した消滅時効を援用することができない。

オ．時効の中断とは、時効の進行中に、そのまま時効を進行させるのは妥当でない一定の事情が発生した場合に、その事情が消滅した時点から一定期間が経過するまで時効の完成を延期するものであり、それまでに経過した期間を無意味なものとはしない点で、時効の停止とは異なる。

1. ア, イ
2. ア, オ
3. イ, ウ
4. ウ, エ
5. エ, オ

【No. 23】 土地の相続と登記に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 土地の相続人の一人であるAが遺産分割により当該土地全部を単独で取得したが、その後、他の相続人Bが自己の法定相続分に応じた持分を第三者Cに譲渡した場合、Aが自己の法定相続分に応じた持分を超える部分の権利取得をCに対抗するには、Aが当該土地全部を所有する旨の登記が必要である。

イ. 土地の相続人の一人であるAが自己の法定相続分に応じた持分を第三者Cに譲渡した後に遺産分割が行われ、他の相続人Bが当該土地全部を単独で相続した場合、Cが登記をしていたときでも、Bは当該土地全部の所有権をCに対抗することができる。

ウ. AとBの両名が共同相続した土地につき、AがBに無断で単独所有権の登記をし、第三者Cに当該土地を売却して登記をした場合、Bは、登記なくして自己の持分をCに対抗することはできない。

エ. 土地の相続において、Aに当該土地を「相続させる」旨の遺言が存在し、相続人Aが当該土地全部を相続したが、その旨の登記をしていなかった場合、他の相続人Bが自己の法定相続分に応じた持分を第三者Cに売却して登記をしても、Aは、登記なくして当該土地全部の所有権をCに対抗することができる。

オ. 土地の相続人の一人であるAは、他の相続人Bが相続を放棄したことにより当該土地全部を単独で相続したが、その旨の登記をしていなかった場合、Bに対する債権者Cが、Bが相続放棄前に有していたBの持分を差し押さえても、Aは、登記なくして当該土地全部の所有権をCに対抗することができる。

1. ア, イ, ウ
2. ア, イ, エ
3. ア, エ, オ
4. イ, ウ, オ
5. ウ, エ, オ

【No. 24】 A所有の動産をBが購入したが、Bはその動産をそのままAに預けておいた。ところが、Aは、これを自分の所有であるかのように装って事情を知らないCに売却し、Cもその動産をそのままAに預けておくこととした。なお、A、B及びCはすべて個人であり、また、CはAが無権利者であることについて善意・無過失である。

以上のような場合に、Cに占有改定による即時取得が認められるかどうかについて、次の各説があるとする。

(Ⅰ説) 占有改定による即時取得は認められる。

(Ⅱ説) 占有改定による即時取得は成立するが、まだ確定的ではなく、その後の現実の引渡しによってその取得が確定的になる。

(Ⅲ説) 占有改定による即時取得は認められず、現実の引渡しを必要とする。

以上の事例及び各説に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

ア. Ⅰ説を採用し、Cに占有改定による即時取得を認めるとするのが判例の立場である。

イ. Ⅲ説に対しては、取引の安全を重視するため、後から占有改定を受けた者が常に所有権を取得することとなるとの批判が成り立つ。

ウ. Cに即時取得が認められるためには、Ⅱ説によれば、占有改定の時点でCが善意・無過失であればよいが、Ⅲ説によれば、現実の引渡しの時点でCが善意・無過失であることが必要である。

エ. Aが動産を預かったままの状態、CがBを相手に所有権の確認訴訟を提起した場合、Ⅱ説によれば、Cが勝訴することとなる。

1. ア
2. イ
3. ウ
4. ア, ウ
5. イ, エ

【No. 25】 譲渡担保に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

ア. 将来の債権を譲渡担保の対象とする場合、一定額以上が安定して発生することが確実に期待されることが必要であるから、対象とする債権は一年以内に発生する債権に限られる。

イ. 抵当権や先取特権と異なり、譲渡担保権に基づく物上代位を認める余地はない。

ウ. 目的不動産を相当の価格で第三者に売却等をする処分清算型の譲渡担保においては、その処分の時までの間は、債務者は、債務の全額を弁済して譲渡担保権を消滅させ、目的不動産の所有権を回復することができる。

エ. 譲渡担保権によって担保される債権の範囲について、当事者間においては、強行法規又は公序良俗に反しない限り自由に定めることができるが、第三者に対する関係においては、抵当権の被担保債権の範囲と同様の制約を受ける。

オ. いわゆる集合債権を対象とした譲渡担保契約において、当該契約に係る債権の譲渡を第三者に対抗するには、指名債権譲渡の対抗要件の方法によることができる。

1. ア, イ
2. ア, エ
3. イ, ウ
4. イ, オ
5. ウ, オ

No. 26～No. 30は民法(債権, 親族及び相続)です。

解答は, 問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 26】 債権者代位権及び詐害行為取消権に関するア～オの記述のうち, 妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。ただし, 争いのあるものは判例の見解による。

ア. 債権者代位権は, 債務者の責任財産を保全するために, 債務者が自らの権利を行使しないときに債権者が債務者に代わって債務者に属する権利を行使する制度であり, 詐害行為取消権は, 債務者が任意に債務の本旨に従った履行をしないときに債権の目的となった給付の内容を強制的に実現する制度である。

イ. 債権者代位権の被保全債権は金銭債権に限定され, 金銭債権以外の債権についての代位権の転用は認められておらず, 詐害行為取消権の被保全債権も金銭債権に限定され, 金銭債権以外の債権については認められていない。

ウ. 債権者代位権を行使するに当たっては, 代位行使する債権の成立前に被保全債権が成立していたことは必要とされていないが, 詐害行為取消権を行使するに当たっては, 債務者の詐害行為の前に被保全債権が成立していたことが必要である。

エ. 債権者代位権については, 期限の到来した債権に基づき債権者代位権を行使する場合は裁判上のみならず裁判外でも行使可能であるが, 詐害行為取消権については, 常に裁判上での行使が必要である。

オ. 債権者代位権は, 債権者の債権の期限が到来してから2年間行使しないときに時効によって消滅し, 詐害行為取消権は, 債権者が債務者の詐害行為を知った時から2年間行使しないときに時効によって消滅する。

1. ア, イ
2. ア, オ
3. イ, ウ
4. ウ, エ
5. エ, オ

【No. 27】 AがB銀行に定期預金をしていたが、預金者でないCが預金証書と印鑑を持ってB銀行の窓口に残れAの代理人と称したところ、銀行の貸付担当者はCをAの正当な代理人であると誤信して、預金を担保に貸付をし、併せて貸付債権が弁済されない場合に預金債権と相殺する旨の予約をした。預金の満期になってAがB銀行に行つて満期金を請求したところ、B銀行は、貸付債権と預金債権を相殺すると主張した。この相殺を有効とすることができる法的構成として、以下のI説とII説があるとする。ア～オの記述のうち、「この見解」がII説を指すものの組合せとして妥当なのはどれか。

(I説) 債権の準占有者に対する弁済の規定を類推することによって銀行は保護され、相殺は有効である。

(II説) 表見代理の規定によって銀行は保護され、相殺は有効である。

ア. この見解に立つと、預金者本人側の帰責事由が不要であるから、預金者本人の保護が不十分であるとの批判がある。

イ. この見解に立つと、貸付時に銀行の貸付担当者の過失があつても銀行は保護される。

ウ. この見解に立つと、預金者本人側の帰責事由が必要であるから、銀行の保護が不十分であるとの批判がある。

エ. この見解は、貸付自体が法律行為であることを重視している。

オ. この見解は、相殺の担保的効力を重視している。

1. ア, エ
2. ア, オ
3. ウ, エ
4. ア, イ, オ
5. イ, ウ, エ

【No. 28】 同時履行に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。
ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 弁済と債権証書の返還は同時履行の関係にあるが、弁済と受取証書の交付は同時履行の関係
にない。

イ. 双務契約の当事者の一方は、相手方から履行の提供があっても、その提供が継続されない限
り、同時履行の抗弁権を行使することができる。

ウ. 家屋の賃貸借終了に伴う賃借人の家屋明渡債務と賃貸人の敷金返還債務とは、特別の約定の
ない限り、同時履行の関係にある。

エ. 土地の所有者Aが、第三者Cの詐欺によって当該土地をBに売却して移転登記を行ったが、
Aが詐欺を理由に売買契約を取り消した場合、Aの代金返還義務とBの移転登記抹消義務とは、
同時履行の関係にある。

オ. AとBの間で売買契約が締結された後、売主Aが代金債権を第三者Cに譲渡した場合、買主
BのCに対する代金債務とAの引渡債務は、同時履行の関係にある。

1. ア, ウ
2. イ, オ
3. ア, ウ, エ
4. イ, ウ, エ
5. イ, エ, オ

【No. 29】 民法上の請負及び委任に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

ア. 請負の場合でも委任の場合でも、当事者の合意のみでは契約は成立せず、契約書や委任状の作成によって初めて契約が成立する。

イ. 請負の場合には、注文者と請負人との間の高度の信頼関係を基礎としていることから、請負人が請け負った仕事をさらに第三者に請け負わせることはできない。委任の場合には、委任事務を受任者自身ですべて完成させることが契約の要件となっていないことから、受任者は、自分の代わりに、いつでも第三者に委任事務を処理させることができる。

ウ. 請負の場合には、請負人は、目的物の引渡しが必要なときはその引渡しと同時に、目的物の引渡しが必要ないときはいつでも報酬を請求することができる。委任の場合には、報酬に関する特約がなくとも、受任者は委任者に対して委任事務を履行した後に報酬を請求することができる。

エ. 請負の場合において、当事者双方のいずれの責めにも帰することができない事由によって仕事の完成が不能となったときは、請負人は注文者に対して報酬を請求することができない。委任の場合において、受任者の責めに帰することができない事由によって履行の途中で委任が終了したときは、受任者は、履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

オ. 請負の場合には、請負人が仕事を完成しない間は、注文者はいつでも損害を賠償して契約を解除することができる。委任の場合には、委任者も受任者もいつでも契約を解除することができるが、当事者の一方が相手方にとって不利な時期に契約を解除したときは、その解除がやむを得ない事由によるものでない限り、相手方の損害を賠償しなければならない。

1. ア, ウ
2. イ, ウ
3. イ, オ
4. ウ, エ
5. エ, オ

【No. 30】 次の文章は、ある最高裁判所の判決の抜粋である。空欄A、B及びCに入る文をア～エから選んだ組合せとして妥当なのはどれか。

「不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものである。

□ A □ このような調整は、前記の不法行為に基づく損害賠償制度の目的から考えると、被害者又はその相続人の受ける利益によって被害者に生じた損害が現実にも補てんされたといえることができる範囲に限られるべきである。

ところで、□ B □ けだし、債権には、程度の差こそあれ、履行の不確実性を伴うことが避けられず、現実にも履行されることが常に確実であるということとはできない上、特に当該債権が将来にわたって継続的に履行されることを内容とするもので、その存続自体についても不確実性を伴うものであるような場合には、当該債権を取得したということだけでは、これによって被害者に生じた損害が現実にも補てんされたものといえることができないからである。

したがって、□ C □ 」

ア. 損害補てんの目的からすればそのような重複補てんは例外的な場合に限られるのであって、被害者、加害者双方の状況にかんがみ、損害賠償額の妥当な調整の観点から被害者の救済が極めて差し迫っていると認められる場合にのみ認められるのである。

イ. 被害者が不法行為によって損害を被ると同時に、同一の原因によって利益を受ける場合には、損害と利益との間に同質性がある限り、公平の見地から、その利益の額を被害者が加害者に対して賠償を求める損害額から控除することによって損益相殺的な調整を図る必要があり、また、被害者が不法行為によって死亡し、その損害賠償請求権を取得した相続人が不法行為と同一の原因によって利益を受ける場合にも、右の損益相殺的な調整を図ることが必要なときがあり得る。

ウ. 被害者又はその相続人が取得した債権につき、損益相殺的な調整を図ることが許されるのは、当該債権が現実にも履行された場合又はこれと同視し得る程度にその存続及び履行が確実であるといえる場合に限られるものといえるべきである。

エ. 不法行為と同一の原因によって被害者又はその相続人が第三者に対する債権を取得した場合には、当該債権を取得したということだけから右の損益相殺的な調整をすることは、原則として許されないものといわなければならない。

- | | A | B | C |
|----|---|---|---|
| 1. | イ | ア | エ |
| 2. | イ | ウ | ア |
| 3. | イ | エ | ウ |
| 4. | ウ | ア | エ |
| 5. | ウ | エ | イ |

No. 31～No. 35 はミクロ経済学です。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 31】 ある消費者の効用関数が次のように与えられている。

$$u = xy$$

ここで、 u は効用水準、 x は X 財の消費量、 y は Y 財の消費量を表す。X 財の価格は 4、Y 財の価格は 20 とする。このとき、消費者が 500 の効用水準を実現するために必要な所得の最小値はいくらか。

1. 200
2. 300
3. 400
4. 500
5. 600

【No. 32】 ある財の独占市場において、企業が利潤最大化行動をとるものとする。この企業の平均費用曲線(AC)は $AC = \frac{1}{2}x + 50$ 、市場需要曲線は $x = 300 - 2p$ である。ここで、 x は数量、 p は価格を表す。このとき、均衡における財の価格はいくらか。

1. 100
2. 125
3. 150
4. 175
5. 200

【No. 33】 独占企業の直面する市場需要曲線が、

$$x = \frac{6}{5}a - bp$$

で示されるとする。ここで、 x は数量、 p は価格を表し、 a 、 b は定数である。独占均衡において、ラーナーの独占度(L)が $L = \frac{1}{5}$ であるとき、この企業が供給する数量はいくらか。

1. $\frac{1}{5}a$
2. $\frac{1}{5}b$
3. $\frac{a}{b}$
4. a
5. b

【No. 34】 個人1と個人2から成る経済において、公共財の需要曲線がそれぞれ

$$x = 10 - p_1$$

$$x = 5 - 2p_2$$

であるとする。ここで、 x は公共財の数量、 p_1 は個人1の公共財に対する限界評価、 p_2 は個人2の公共財に対する限界評価を表す。公共財が限界費用8で供給されるとき、個人1と個人2の費用負担率の組合せとして正しいのはどれか。

- | | 個人1 | 個人2 |
|----|---------------|---------------|
| 1. | $\frac{1}{8}$ | $\frac{7}{8}$ |
| 2. | $\frac{7}{8}$ | $\frac{1}{8}$ |
| 3. | $\frac{3}{8}$ | $\frac{5}{8}$ |
| 4. | $\frac{5}{8}$ | $\frac{3}{8}$ |
| 5. | $\frac{1}{2}$ | $\frac{1}{2}$ |

【No. 35】 ある個人が資産 100 万円を次の二つの案件のいずれかに 1 年間投資することを考えている。

案件 A：利子率は確実に、年率 21 % である。

案件 B：利子率は不確実で、 $\frac{1}{2}$ の確率で利子率が年率ゼロ % となる一方、 $\frac{1}{2}$ の確率で利子率が年率 r % となる。

この個人の 1 年後の資産額を x で表し、その効用関数を $u = \sqrt{x}$ とするとき、 r が少なくともいくらより大きいと見込まれれば、この個人は案件 B に投資しようとするか。

なお、この個人は期待効用仮説に従って行動するものとする。

1. 11
2. 22
3. 33
4. 44
5. 55

No. 36～No. 40はマクロ経済学です。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 36】 政府部門を除いたマクロ経済モデルが、 $Y = C + I + E - M$ で与えられている。ここで、 Y は国民所得、 C は消費、 I は投資、 E は輸出、 M は輸入を表す。限界消費性向が0.8、限界輸入性向が0.2である場合に、輸出が15増加したとき、これによって輸入はいくら増加するか。

1. 5.5
2. 7.5
3. 9.5
4. 11.5
5. 13.5

【No. 37】 マクロ経済モデルが次のように与えられている。

$$Y = C + I + G$$

$$C = 50 + 0.8(Y - T)$$

$$I = 70 - 2i$$

$$G = 20$$

$$T = 20$$

$$M = L$$

$$M = 30$$

$$L = 0.3Y - 9i + 30$$

(Y : 国民所得, C : 消費, I : 投資, G : 政府支出, i : 利子率, T : 租税, M : 貨幣供給,)
L : 貨幣需要

このモデルにおいて、財政政策により政府支出を新たに10増加させることによって達成する国民所得水準を、金融政策によって達成しようとするとき、貨幣供給をいくら増やせばよいか。

なお、物価水準は一定であるとする。

1. 39
2. 42
3. 45
4. 48
5. 51

【No. 38】 貨幣及び債券に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. ストック市場におけるワルラスの法則によると、貨幣市場における超過需要と債券市場における超過需要には強い正の相関関係がある。
2. 額面がA、利息が額面に対して年率0.1の割合で永続的に支払われるコンソル債券について、利率が5%の場合、その割引現在価値は $\frac{A}{22}$ で表される。
3. 利率と債券価格には完全な正の相関関係がある。すなわち、利率が上昇すると、投資意欲の低下に伴う不景気が予測されるため、安全資産である債券の価格は上昇する関係にある。
4. ケインズの流動性選好理論によると、現行の利率が将来実現するであろう利率に比べて低い場合は、債券価格の将来的な下落が予想されるため、現在の貨幣の資産需要は大きい。
5. マネーサプライとハイパワードマネーの間には負の相関関係がある。このうち、ハイパワードマネーとは、流通通貨と預金の合計である。

【No. 39】 消費関数に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. ケインズの絶対所得仮説に従うと、人々の消費は現在所得及び将来にわたって平均的に得ると予想される恒常的な所得に依存するので、長期的にはこれらの所得の増加とともに平均消費性向が上昇していく。
2. デューゼンベリーの相対所得仮説に従うと、人々の消費は過去の習慣、特に過去の最高所得に影響されるので、所得が減少した場合、それまでの消費水準を切り下げるのは容易ではないため、所得の減少ほどには消費は減少せず、その結果、平均消費性向は上昇する。
3. フリードマンの流動資産仮説に従うと、人々の消費は将来にわたって平均的に得ると予想される恒常的な所得に加え、流動資産の保有量にも依存するので、所得が増加した場合、資産効果によって所得の増加分以上に消費が増加するため、平均消費性向は上昇する。
4. トービンの恒常所得仮説に従うと、長期的には現在所得の増加に応じて消費水準も比例的に上昇していくが、景気後退期にはラチェット効果が働くので、平均消費性向は低下する。
5. モディリアーニらのライフサイクル仮説に従うと、人々の消費はその時々所得に依存するので、限界消費性向がゼロより大きく1より小さい値をとるために、長期的には所得の増加とともに平均消費性向が低下していく。

【No. 40】 ある企業が限界的な投資を行う場合、1単位の投資財から将来にわたって毎期2円の収益が期待できるとする。1単位の投資財の価格が10円、資本のレンタルコストが0.1であるとき、この投資によるトービンの限界の q の値として正しいのはどれか。

1. 0.5
2. 1
3. 1.5
4. 2
5. 2.5

No. 41～No. 45は財政学・経済事情です。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 41】 我が国の財政制度に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 国の予算の内容は、予算総則，歳入歳出予算，継続費，繰越明許費及び国庫債務負担行為から成っている。このうち，継続費とは，工事，製造その他の事業で完成に数会計年度を要するものについて，経費の総額及び年割額を定め，あらかじめ国会の議決を経て，数年度にわたって支出するものである。
2. 建設国債は，財政法に基づき，公共事業費の財源に充てる場合にのみ発行されるものである。他方，特例国債(赤字国債)は，単年度立法ではなく別途特別に制定されている恒久法に基づくもので，公共事業費以外の財源に充てる場合に発行されるものである。
3. 特別会計は，国が行う事業や国の有する機能に着目し，これらにかかる収支を明確化するために，一般会計と区分して設けられる会計であり，国家行政組織法で例外として認められている。このため，特別会計は，一般会計とは異なり，国会審議が不要となっており，より弾力的・効率的な運営が可能となっている。
4. 地方交付税は，税源の偏在からくる地方公共団体間の財政力格差を調整し，財政力の弱い自治体であっても，ナショナルミニマムとしての行政サービスを維持できるよう必要な財源を保障する機能を持っている。そのため，行政サービスを維持するという条件の下，その用途を特定して，すべての地方公共団体に交付されている。
5. 税負担の公平については，経済力が同等の者は等しく負担すべきであるという垂直的公平の概念と，大きな経済力を持つ者はより多く負担すべきであるという水平的公平の概念があり，所得税は水平的公平に，消費税は垂直的公平に資する面が強い。

【No. 42】平成20年度当初予算に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 一般歳出が前年度当初予算比で増加したのに対して、租税などの収入は前年度当初予算比で減少を見込んだため、新規国債発行額は4年ぶりに増額に転じている。
2. 社会保障関係費は、急速な高齢化の進展を反映して、前年度当初予算比で3.0%増となっている。その内訳をみると、社会福祉費が約5割を占めて最大となっているほか、昨今の経済状況にかんがみ、失業対策費が約3割を占めている。
3. 科学技術振興費は、国家的課題に対応した重点的な研究開発を進めるため、前年度当初予算比1.1%増となったものの、義務教育費国庫負担金が、昨今の少子化による児童数の減少を受けて、同0.8%減となったため、文教及び科学振興費は同0.5%減となっている。
4. 国債費は、債務残高の累増及び金利の上昇を受けて、債務償還費、利子及び割引料ともに増加したため、前年度当初予算比で4.0%増の約25兆1600億円となった。これは、一般会計予算の4割を占めるに至っている。
5. 防衛関係費については、厳しい財政事情の下、合理化・効率化を行い、効率的な防衛力整備に努めることとされた結果、前年度当初予算比で0.5%減の約4兆7800億円となっている。

【No. 43】 最近の我が国の経済事情に関するA～Dの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

- A. 実質 GDP の推移をみると、2002 年初以降、景気が息の長い拡張局面にあったことから、年度ベースの成長率は 2006 年度までは 3% 台で推移したが、2007 年度は 2% 台半ばに鈍化している。2007 年度は、世界経済の減速を受けて、輸出が大きく減少したことにより、外需がマイナスの寄与になっている。
- B. 貿易統計によると、我が国の輸出においては、アジア向けの輸出のシェアがすう勢的に拡大しており、2007 年度には全体の約 5 割を占めるに至っている。その内訳をみると、近年、中国がシェアを高めているものの、依然として NIES(韓国, 台湾, 香港, シンガポール)向けのシェアがアジアの中で最大となっている。
- C. 労働分配率は景気後退期に低下し、景気回復期に上昇するとの関係が見られるが、2007 年半ば以降、名目 GDP の伸びが鈍化する中で、雇用者報酬が大きく減少していることから、労働分配率の低下が続いている。
- D. 景気の回復や原油・原材料価格高騰の影響を受けて、2002 年から、消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)が上昇に転じた。第一次石油危機及び第二次石油危機の物価上昇局面と比べると、今回の物価上昇局面では、物価上昇が大多数の品目にわたるなど、原油・原材料価格高騰の消費者物価全体への影響が相対的に大きかった。

- 1. B
- 2. D
- 3. A, B
- 4. A, C
- 5. B, C, D

【No. 44】 最近の我が国の金融市場に関するA～Dの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

- A. 我が国の家計の金融資産残高は、2007年末時点において、アメリカ合衆国の家計の金融資産残高を上回っている。また、我が国の家計のポートフォリオをみると、アメリカ合衆国と比較して、現金・預金に加え、株式の保有比率が高くなっている。
- B. 2006年度における我が国の株式所有構造について、1990年代前半と比較してみると、都市銀行・地方銀行等や保険会社の割合が大きく低下しており、その代わりに、信託銀行や外国人の割合が高まっている。
- C. 1990年代後半に金融制度改革が行われた結果、東京証券取引所に上場している外国企業数は、2000年以降、増加傾向にある。東京証券取引所における外国企業の上場割合は、2007年末時点において、ロンドン証券取引所やシンガポール証券取引所における上場割合を上回っている。
- D. 2006年度末時点の我が国の年金資金の運用状況をみると、公的年金では国内債券による運用の割合が高くなっており、株式・出資金や対外証券投資による運用の割合はあまり高くない。他方、企業年金では、一般にリスク資産での運用比率が高くなっている。

- 1. A, B
- 2. A, C
- 3. B, C
- 4. B, D
- 5. C, D

【No. 45】 国際経済に関するA～Dの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

- A. 国際復興開発銀行(IBRD)は、1945年に設立された国際開発金融機関であり、当初、ヨーロッパにおける第二次世界大戦からの復興を手助けすることを目的としていたが、復興が達成されてからは、開発に重点を移し、持続可能な開発を推進することによる貧困の削減を目的として、中所得国及び信用力のある低所得国に対して開発資金の融資等の支援を行っている。
- B. 国連貿易開発会議(UNCTAD)は、開発と貿易、資金、技術、投資等の相互に関連する問題を統合して取り扱う国連の場であり、その目的は、先進国間の貿易・投資の促進のため、世界貿易機関(WTO)を補完し、さらに経済連携協定(EPA)の締結を加盟国に促すことである。
- C. 2008年7月に開催されたG8による北海道洞爺湖サミットでは、世界経済や環境・気候変動といったテーマについて議論され、2050年までに世界全体のCO₂排出量の少なくとも20%削減を達成する目標が首脳宣言に掲げられたが、セクター別アプローチについては、中国の反対によって、首脳宣言に盛り込むことは見送られた。
- D. 2008年11月に開催された金融・世界経済に関する首脳会合では、世界経済、金融市場での深刻な危機の再発防止の改革のための基盤の構築について約束された首脳宣言が採択された。首脳宣言とともに採択された合意原則の実施のための行動計画では、時価会計基準の凍結や銀行の自己資本に関するBIS規制の撤廃を決定した。

1. A
2. D
3. A, B
4. B, C
5. C, D

No. 46～No. 50は経営学です。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 46】 組織の構造に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 事業部制組織とは、総合本社が製品別又は地域別に作られた現業部門の業務を、計画、調整、評価し、必要な人員、設備、資金などを割り当てる組織である。各事業部が、ほとんどの機能を自己完結的に保有するので集権制とも呼ばれ、資本調達権限も有するため実質的には子会社と同じことになる。
2. 職能別組織とは、人事、製造、技術、販売といった職能ごとに部門を設置し、各部門が自己の職能領域について全面的な責任を持つ組織である。職能別組織には事業部制に比べて、部門間の競争を通じて将来の経営者候補を育成しやすいというメリットがあるが、短期的利益を追求し長期的な健全性が軽視されやすいというデメリットも指摘されている。
3. マトリックス組織は職能別組織をベースに、環境変化に対して硬直的であるという職能別組織のデメリットを克服するために、各職能部門を横断するような製品別・地域別の指示・命令システムを導入したものである。しかし、マトリックス組織はいわゆるツーボス・モデルとなるため、コンフリクトが発生しやすく運用が困難であるとされる。
4. 持株会社は、第二次世界大戦前の財閥がその典型であるが、戦後も国内では引き続き多くの企業で採用されてきた。持株会社制度のもとでは、事業ごとに別会社が存在するので、持株の売却だけで事業再編が可能になるというメリットがあり、これが持株会社設立の主要な目的となっている。しかし、税制面では、連結納税制度が適用されるため、企業にとって不利であるとされる。
5. コンティンジェンシー理論とは、「機構は戦略に従う」というチャンドラーの命題をもとに、組織と環境との相互作用を扱った一連の研究である。コンティンジェンシー理論によって、変化が激しく不確実性の高い環境にある企業は、部門ごとの分化の程度を低く抑え、企業全体としては複雑性の低い統合システムを整備することが明らかになった。

【No. 47】 動機づけに関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 科学的管理法は、当時の工場で問題になっていた怠業という現象を解決するために考え出されたが、テイラーはその原因を、人間は本能として楽をしたがるものであるという自然的怠業に求めた。テイラーは、あらかじめ工賃単価を定め、一日の出来高に応じて比例的に賃金が支払われる差別出来高給制度によってこれを克服することができるとした。
2. 自己の潜在能力の実現を求める人間を仮定し、そうした人間の仕事への動機づけを定式化したモデルが期待理論である。期待理論によれば、報酬の効用の最大値を最大化するような職務に人間は動機づけられることになる。期待理論は後続の多くの研究者によって実証され、現在、最も有効性の高い理論の一つとされている。
3. 動機づけ衛生理論を提唱したハーズバーグは、職務満足に影響する動機づけ要因には、会社の方針と管理、監督、給与、対人関係、作業条件が含まれ、職務不満足に影響する衛生要因には、達成、達成に対する承認、仕事そのもの、責任、昇進が含まれることを発見した。給与が前者に含まれることから、成果主義的な動機づけの考え方は妥当性が高いといえる。
4. 1940年代に行われたホーソン実験をきっかけにして、職場の非公式組織の在り方が従業員の生産性を規定すると考える新人間関係論が誕生した。メイヨー、マグレガーらは生産性の規定要因として、集団凝集性、集団圧力、リーダーシップなどを取り上げ、これらが非公式組織のメンバーの行動を実質的にコントロールしていると主張した。
5. デシは、内発的に動機づけられた活動を、当該の活動以外には明白な報酬が全くないような活動であると定義した。人はその活動に従事することで、自己を有能で自己決定的であると感じることができ、それによって満足感を得ることができるので、更なる有能さと自己決定を求めて動機づけられることになる。

【No. 48】 経営戦略に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. プロダクト・ポートフォリオ・マネジメントでは、市場成長率と製品ライフサイクルの二つの軸によって事業が分類され、各類型に対して適切的な戦略タイプがあるとされる。例えば「金なる木」事業は市場成長率が既に低下しておりこれ以上の投資は無駄なので、戦略タイプとしては「投資回収・撤退」を適用することが望ましいとされる。
2. ポーターのファイブ・フォース・モデルによれば、新規参入業者の脅威という要因は、参入障壁の大きさを表している。例えば、規模の経済性が働く装置産業では、投資によって大量生産を行いさえすればコスト優位を築くことができるので、参入障壁は小さいことになるから、装置産業の業界魅力度は大きいことになる。
3. 先発の優位とは、他社よりも早期に投資を行うことで得られる正の超過利潤のことである。先発企業は後発企業に先駆けて投資を行いその市場に参入するので、市場及び技術の不確実性が小さいとされる。不確実性の低さは、その市場における消費者の選好の多様性が低いことを意味するので、先発企業は多くの利潤を獲得することが可能となる。
4. コスト・リーダーシップ戦略とは、規模の経済性や経験曲線効果を活用することで、競合他社よりも低コストでの生産を目指す戦略である。しかし、低コストだけで優位性を獲得することは難しく、顧客にとって価値の高い製品・サービスを提供する差別化戦略も同時に追求する必要がある、これに成功した場合をスタック・イン・ザ・ミドルという。
5. ニッチとは市場のすき間という意味で、一般に市場規模が小さく、大企業は進出しようとしなような市場セグメントのことである。ニッチ戦略とは、市場規模が小さくても、その市場内で高い市場シェアを確保してミニ・リーダーとなることのできるニッチに経営資源を集中し、持続的競争優位を確立し、高い利益率を維持することを目指す戦略である。

【No. 49】 オペレーション管理に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 見込み生産とは、受注より先に生産しておく、あるいは受注より先に生産に着手する生産方法である。見込み生産では納期とメーカーの生産期間は連動しないので、企業は生産効率を最適化し、在庫コストや納期を勘案することなく生産計画を立てることができる。これにより在庫コストと品切れコストが最小化され、見込み生産を行う企業は利益率を高くすることが可能となる。
2. 製品・工程マトリックスでは、横軸に製品のタイプ、縦軸に工程のタイプが示される。この分析では、製品の生産の際に求められるロットサイズ、品種数、製品の標準化度合いなどに応じて、一品生産、多品種少量生産、少品種大量生産などが決まり、それに適的な工程タイプが選択されるべきであるとされる。
3. 企業が、ある部品を社内で作る(内製)か、社外から買ってくる(外製)かを決定する際に、コースは取引コストという概念の利用を提唱した。市場には無数の取引相手企業が存在するため、交渉相手を探索するコストは低くなる。したがって、市場取引を行えば取引コストを削減することができるため、どのような場合であっても企業は外製を行うべきであるとされる。
4. アバナシーは、ある製品とその生産工程の技術発展の過程を、大きく三段階に分けてとらえた。この過程は、大きな製品イノベーションが次々と起こる「製品革新期」から始まり、製造方法を向上させる「工程革新期」を経て、製品と工程ともに標準化・効率化が進み、最後にドミナント・デザインが登場してシステムが硬直化していく「標準化期」を迎える。
5. ジャスト・イン・タイムとは、必要なモノを必要な量だけ必要なときに生産することで、在庫や人件費を削減して、生産速度を最大化することを目的としたシステムである。このシステムにおいては、後工程引取りの在庫システム「アンドン」を採用し、工程間の在庫をゼロにすることが望ましいとされる。

【No. 50】 組織のプロセスに関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. ワイクが提唱した組織化の概念は、意識的な相互連結行動によって多義性を削減するのに妥当と皆が思う文法と定義される。組織が新しい多義的な事実に直面すると、組織メンバーは共同でそれを解釈するが、この事実の意味の安定化過程に組織化の本質があるとされる。
2. アージリスの組織学習理論によれば、シングル・ループ学習は、既存の枠組みを超えて行う学習活動を指し、組織において暗黙のうちに共有されている価値観の変更を伴うが、ダブル・ループ学習は既存の枠組みの中で行う修正・学習活動のことであり、組織の価値観の変更を伴わない学習である。
3. 野中郁次郎の知識創造理論では、暗黙知と形式知の相互補完・循環によって組織が知識を創造するプロセスを、知識スパイラルと呼んでいる。知識スパイラルの促進にはトップダウン型のマネジメントが最も重要であるとし、またミドル・マネジャーによる「ミッドレンジ・セオリー」を除くべきとした。
4. ゴミ箱モデルでは選択機会をゴミ箱に例えており、参加者によって問題と解とエネルギーが投げ込まれ、満杯になったときに選択機会は片付けられ決定が行われたと考える。ゴミ箱には必ず一つの問題と一つの解が入ることになっており、また問題が投げ込まれた後に解が投げ込まれるので、参加者が問題を解く活動を行ってエネルギーを投入しない限り、決定に至ることはない。
5. サイモンは、メンバーが意思決定を行う際、一定のグループにとっての結果の観点から代替案を評価するとき、当該メンバーはそのグループに一体化していると考えた。一体化は、グループ内で目標が共有され、またメンバー間の競争が激しいほど高くなり、メンバー間の相互作用が頻繁で、グループに備わる威信が高くなるほど低くなるとされている。

No. 51～No. 55 は国際関係です。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 51】 国際関係の理論に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. H. モーゲンソーは1948年初版刊行の名著『国際政治：権力と平和』において、国際政治を国家間の「力と平和をめぐる闘争」ととらえた。そして、米ソ両超大国に拒否権を付与した国連安保理が権力闘争の場になることはなく、世界平和をもたらすだろうと評価した。しかし、朝鮮戦争の勃発などによって、その立場は「理想主義」と批判された。
2. K. ドイツチュは1957年の共著『政治的共同体と北大西洋地域』などにおいて、国家間の様々な層におけるコミュニケーションや交流が量的に増大することによって、国家主権を乗り越えなくても、特定の国家間で戦争の準備をしなくてもよい関係が築かれることが可能であると見た。その立場は、「多元的安全保障共同体」論と呼ばれる。
3. R. コヘインとJ. ナイは1977年刊行の共著『力と相互依存』において、経済的相互依存関係の深化が国際関係における協調を促進するという可能性を指摘した。しかし、1980年代初頭に米ソの「新冷戦」状況が到来すると、コヘインは1984年の著書『覇権後の国際政治経済学』において、ナイがカーター政権下で主張していた「ソフト・パワー」論を痛烈に批判して、軍事力の増強の必要性を訴えた。
4. K. ウォルツは1979年の著書『国際政治の理論』において、冷戦期の米ソ両超大国が民主主義と共産主義のイデオロギー的対立を背景に対峙し合う「二極システム」の不安定性を強調した。ウォルツは、18世紀から19世紀にかけてのヨーロッパのような多極的でイデオロギー色の薄い「力の均衡」システムへの回帰を理想としていた。
5. G.J. アイケンベリーは2001年の著書『アフター・ヴィクトリー』において、米ソ冷戦に勝利を取った米国は唯一の超大国として、その圧倒的な軍事力を背景に、既存の国際制度に頼らず新しい国際秩序を形成することが可能だと見た。そしてアイケンベリーは、テロ支援国家などへの単独行動主義的な軍事介入を推進すべきだと主張した。

【No. 52】 国際社会における兵器の規制に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 1868年に署名されたサンクト・ペテルブルク宣言は、不必要な苦痛を与える兵器の使用禁止をうたい、一定の兵器の相互放棄を規定したが、我が国は批准しなかった。また、1899年に開催された第一回ハーグ平和会議では、体内で分裂して不必要な苦痛を与える兵器であるダムダム弾の使用禁止をうたった宣言が署名されたが、ハーグ平和会議への参加を認められなかった我が国はこの宣言も批准できなかった。
2. 1899年の第一回ハーグ平和会議では毒ガス禁止宣言が署名されたが、第一次世界大戦で毒ガスが広範に使用され惨禍をもたらしたため、1925年には、細菌学的手段の戦時使用も禁止した「毒ガス等の禁止に関するジュネーブ議定書」が署名された。しかし、その後さらに第二次世界大戦やベトナム戦争などを経験した今でも、生物・化学兵器の保有を禁止しようとする条約は成立していない。
3. 1945年に米国の原爆投下によって核兵器が登場すると、この新たな大量破壊兵器の開発を目指す国家が続出し、1949年から64年までの間に、ソ連、英国、フランス、そして中国が核実験に成功した。ここに至って、核兵器の保有国の増加を防止しようとする条約作りが始まった。核不拡散条約は、1968年に署名されたが、核保有5か国の軍縮義務が全く規定されなかったため、米ソ核軍縮交渉が始まる1980年代末までの間、我が国やドイツ連邦共和国などの非核兵器国は批准しなかった。
4. 1990～91年の湾岸戦争の背景として1980年代後半にイラクが大量の通常兵器を輸入・備蓄していたという教訓の下に、通常兵器の流通の透明性を向上することで、過剰かつ急速な兵器備蓄を試みる国家への兵器移転を実質的に規制できるような制度作りが本格化した。1991年12月、我が国や欧州共同体(EC)諸国などの共同提案により国連軍備登録制度の発足が模索されたが、米国の反対によって実現しなかった。
5. 1992年に欧米のNGOが中心となって「地雷禁止(廃絶)国際キャンペーン(ICBL)」を開始し、その国際的ネットワークを広げながら、カンボジアなどに埋設された対人地雷が内戦終了後も多くの市民を犠牲にしている事実を国際世論に訴え続けた。1996年10月、カナダは、対人地雷禁止に関心のある国々をオタワに集め、国際会議を開催して、オタワ・プロセスを始動させた。その結果、1997年12月には対人地雷の生産を全面的に禁止する条約が署名された。

【No. 53】 我が国をめぐる国際関係に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 1919年1月～6月にパリ講和会議が開催され、西園寺公望や牧野伸顕などの日本代表団は、米英仏伊とともに五大国の一員として参加した。牧野は、国際連盟規約を作るための委員会で、人種平等の原則を連盟規約に明文で規定することを提案した。しかし、この牧野提案は米英仏に反対され、国際連盟から脱退させられそうになり、結局、我が国は山東省におけるドイツ権益の継承を断念せざるを得なくなった。
2. 1939年9月、ドイツ軍がポーランドに侵攻し、第二次世界大戦が勃発した。緒戦におけるドイツの大勝利を見て発足した第二次近衛文麿内閣は、1940年9月、松岡洋右外相の下で日独同盟関係を強化する日独伊三国同盟に調印した。松岡は、さらに米国とのイデオロギー的な対立を深めていたソ連をこの三国同盟に加えて、1941年4月に四国協商を完成させて、対米開戦に備えた。
3. 第二次世界大戦後の講和をめぐって、我が国は、米英仏だけでなく中ソも含む全連合国と同時に講和条約を締結すべきであるとの「全面講和論」を貫こうとした。1951年9月、安全保障理事会常任理事国である米英仏中ソは、同時にサンフランシスコで対日講和条約に調印した。しかし翌月、吉田茂内閣が日米安全保障条約を締結すると、ソ連が対日講和条約の批准を拒否したために、我が国の国際連合加盟は実現しなかった。
4. 1950年から71年までの間、国際連合における中国の議席を台湾政府(中華民国)と北京政府(中華人民共和国)のどちらが代表すべきか、という「中国代表権問題」が議論された。1971年10月の国際連合総会において、佐藤栄作内閣は米国等と共同で、台湾政府の代表権を維持すべくいわゆる追放反対重要問題決議案を提出したが否決された。その後、台湾政府に代えて北京政府に代表権を与えるといういわゆるアルバニア型決議案が採択された。
5. 1971年にニクソン米大統領が、北京訪問及びドル防衛策をめぐって一方的な声明を発したことは、「ニクソン・ショック」として日本政府に対米不信を引き起こした。1972年7月に誕生した田中角栄内閣は、まず、ニクソン政権より先に北京政府との国交樹立を実現した。次に、田中首相は英独仏伊の西ヨーロッパ諸国とともに米国抜き的主要国首脳会議(サミット)を開催した。

【No. 54】 地域機構と紛争に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 北アイルランド紛争は、連合王国(英国)領土の一部であるアイルランド島北部における、プロテスタントとカトリックの宗派对立を背景に、それぞれの武装組織であるアルスター義勇軍とアイルランド共和国軍(IRA)、さらに治安維持の英国軍を巻き込んで起こった武力衝突である。しかし、1973年に英国とアイルランド共和国が同時に欧州共同体(EC)に加盟を果たすと、翌年に紛争は解決した。
2. 2003年、スーダン西部のダルフール地方では、民族紛争に端を発した、スーダン政府・アラブ系民兵とアフリカ系の反政府勢力との間の紛争が激化して、多くの民間人犠牲者及び避難民が発生した。このような事態にもかかわらず、2002年に発足したアフリカ連合(AU)は、紛争の解決のために独自の行動をとることができず、2007年までの間に、国連の平和維持活動も展開されることはなかった。
3. インドと対立する関係にあるパキスタンは、1985年、ネパール、バングラデシュなどの諸国とともに、インドを仮想敵国とする南アジア地域協力連合(SAARC)を創設した。この対印同盟機構を背景にパキスタンは、インドとの間のカシミール紛争などを有利に解決して、さらにはインドの核保有に対抗するための核兵器の保有にまで踏み込むことが可能になった。
4. 1991年のアスンシオン条約によって、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイが設立に合意した南米南部共同市場(メルコスール)は、1995年の発足と同時に対外共通関税を設定し、政治面での協力にも踏み込んでいる。1996年4月、パラグアイでは陸軍司令官によるクーデタの危機が発生したが、メルコスール諸国や米州機構の支援を受けて危機を脱することに成功した。
5. 1991年12月のソ連の崩壊とともに、独立国家共同体(CIS)が創設された。CISは創設当初、旧ソ連15共和国のうち、バルト三国を除いた12か国によって構成されていた。しかし、グルジア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバは、1997年に4か国の頭文字をとったGUAMを創設して、2006年には北大西洋条約機構(NATO)に加盟し、CISを脱退した。このことがロシアを刺激して、ロシア軍がグルジアの南オセチア自治州へ軍事介入する原因になった。

【No. 55】 地球環境問題に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 1971年に採択されたラムサール条約は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地やそこに生息・生育する動植物を保全し、湿地の適正な利用を進めることを目的とした条約である。同条約は、2006年1月末現在で150か国を締約国とする多国間環境条約であり、現在では広く用いられるようになった持続可能な利用という概念を、その採択当初から適正な利用(Wise Use)という原則で取り入れてきた。
2. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)は、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図ることを目的として、1973年に採択された。同条約において原則商業取引が禁止される種とされているクジラ7種について、我が国は、持続可能な利用が可能であり、絶滅のおそれについて科学的根拠がないとして、同条約の締約国となっていない。
3. 1985年にオゾン層の保護を目的とする国際協力のための基本的枠組みを設定するウィーン条約が採択され、その条約の下で1987年にモントリオール議定書が採択された。同議定書にはオゾン層を破壊するおそれのある物質が定められており、また、開発途上国も含め各締約国におけるオゾン層破壊物質の削減スケジュールも一律に定められている。
4. 気候変動に関する国際連合枠組条約(UNFCCC)は、二酸化炭素等の温室効果ガスの増加による気候変動に対処するための国際的な枠組みを定めることを内容とするものであり、1992年の地球環境サミットで採択された。1997年に開催された同条約の第三回締約国会議(COP3)において、主要排出国の温室効果ガス排出量について法的拘束力のある数値目標を定めた京都議定書が採択されているが、米国や中国は同議定書の締約国となっていない。
5. 2008年の北海道洞爺湖サミットにおける福田議長総括においては、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量の少なくとも20%の削減を達成する目標を、気候変動に関する国際連合枠組条約(UNFCCC)のすべての締約国と共有し、かつ、この目標をUNFCCCの下での交渉において、これら諸国と共に検討し、採択することを求めることとされた。また、すべての国が一律に有している責任及び能力という原則に沿って、世界全体での対応、特にすべての主要経済国の貢献によってのみこの世界的な課題に対応できるとしている。

No. 56～No. 60は社会学です。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 56】 社会的行為に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. M. ウェーバーは、行為者の主観的な動機の内容に即して、目的合理的、価値合理的、カリスマ的、伝統的の4種類の行為類型を設定した。
2. T. パーソンズは、M. ウェーバーの考え方を批判して、行為の客観的基盤としての社会経済的な構造の分析を重要視し、マクロレベルに特化した行為論を構築した。
3. W.I. トマスと F.W. ズナニエツキは、客観的な状況が同じでも、行為者が自分の置かれた状況をどのように定義づけるかによって、行為者の選択が異なってくることを指摘した。
4. E. ゴッフマンは、人々は、その状況において自分が他人にどのように見られるかではなく、自らの価値観や規範的指向を行為選択の基準としていることを指摘した。
5. H.G. ブルーマーは、人々が日常生活の中からいかに秩序をつくり出しているかを内面的に研究するエスノメソドロジーを唱えた。

【No. 57】 社会運動に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 資源動員論とは、社会運動の掲げる価値や理念ではなく、主にいかに運動の資金が調達されるのかという現実的な経済的側面から社会運動を分析するアプローチである。
2. 「新しい社会運動」とは、産業社会における労働運動など既存の社会運動を超えて、環境、ジェンダー、マイノリティといった物質的な価値ではない争点を巡って形成されてきた運動群を指す。
3. フレーム分析とは、社会運動がいかに法的な規制や社会制度的な制約によって拘束され、その結果一定の運動の型を形成されるかに着目する研究視点である。
4. 社会運動におけるフリーライダーとは、黒人運動において運動に共鳴する人々が、都市・地域を超えて長距離バスに乗り、「自由の乗車者」として運動を拡大したのに倣い、門戸を大きく開いて運動を拡大させていく戦略を指す。
5. 対抗文化(counter culture)運動とは、度重なる革命の経験や植民地支配への抵抗の歴史によって、ある争点について妥協や懐柔を拒否したり、対立点を強調して対決的姿勢をもつ運動を意味する。

【No. 58】 社会調査法に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 擬似相関とは、二つの変数間に見つけられた相関が、直接的な因果関係によるものではなく、両方の変数と相関する第3の変数の存在によって生み出されたことを意味する。
2. 層化抽出法とは、所得水準などの指標により社会階層を分類し、その上で無作為抽出によりサンプルを選ぶ方法であり、社会階層別の因果関係の差を説明するためのサンプリング方法である。
3. スノーボール・サンプリングとは、広告宣伝を行って調査対象を募り、それが口コミで広がることで、雪だるま式に大量の調査協力者を獲得する方法である。
4. ラポールとは、調査者が観察対象である個人・集団の置かれた文脈を正確に理解した上で、その発言・行動を適切に解釈できるだけの背景知識を獲得していることを意味する。
5. キャリーオーバー効果とは、質問用紙調査などを実施する際に、その直前に発生した予期せぬ事件の強い印象などが、回答の傾向に影響を与えることをいう。

【No. 59】 労働に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 内部労働市場とは、企業が従業員の採用を、経営者や従業員の縁故者等の限られた範囲で行う場合をいい、経営における腐敗や非効率性の温床と考えられてきた。
2. 非正規雇用とは、企業が最低賃金、労働時間、有給休暇、安全基準、解雇の通知等に関する法律を遵守せず、法の枠外で労働者を雇用する形態のことを意味する。
3. テイラー・システムとは、過度の効率重視の管理を批判して、個々の労働者の特徴に合わせて労働過程を編成し疎外感を緩和することによって高生産性を目指した労働管理方法である。
4. フォード・システムとは、ベルト・コンベアを中心とする管理方式であり、大量生産・大量消費を基礎とする社会形態と生活様式を生み出す一方、労働の非人間化に関する批判を受けた。
5. ホーソン実験とは、工場内の作業効率とは一見無関係な室内温度、照明といった物理的作業条件が、作業効率を高めることを明らかにした米国での実証研究をいう。

【No. 60】 逸脱理論に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. H.S. ベッカーは、逸脱とは、「逸脱」とみなされる行為やその行為者の性質だけで判断されるのではなく、その社会において権力をもつ集団が「逸脱者」というレッテルを貼ることによってつくり出されると論じた。
2. R.K. マートンは、経済の急成長のような社会生活条件の急変によって起こる人々の欲求の異常な肥大をアノミーと呼び、社会学の概念として初めて用いるとともに、自殺などの逸脱行動とアノミーとの関連を重視した。
3. E.H. サザーランドは、信用と権力を手にした高い社会的地位にある人々を狙った犯罪をホワイトカラー犯罪と定義した。ホワイトカラー犯罪は、社会経済が不安定なときに多く発生し、治安の悪化など社会に大きな影響を及ぼすことを指摘した。
4. 社会統制理論とは、人間の行動は本来的に順社会的であるが、過度な統制が行われることによって個人の抱く願望が満たされない状況に陥れられた場合、その不満を解消しようとして逸脱行動に走る傾向を指摘した理論である。
5. 非行下位文化論とは、経済的に低い地位を占める人々が、その生活上の不安定性から、流動的な孤立化した個人となり、その結果生まれる心理的特性によって、非行に走る傾向を指摘した理論である。

No. 61～No. 65 は心理学です。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 61】 記憶の種類と特徴に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 人間は入力された感覚情報を、ごく短期間であれば意味に変換することなく、そのまま保持することができ、この記憶は感覚記憶と呼ばれている。感覚記憶の保持時間は極めて短く、聴覚情報の場合は約1秒以内、視覚情報の場合は約5秒以内とされている。
2. 感覚記憶には、意識的な操作が可能な状態で情報を一時的に保持する機能があり、これは計算や読書、推理などの認知課題を遂行する際の作業場のような役割を果たしている。最近では、感覚記憶のこうした機能を取り上げて、作動記憶と呼ぶことがある。
3. 感覚記憶に入力された情報の中で注意を向けられた情報が、符号化されて一時的に貯蔵された記憶を、一般に短期記憶という。短期記憶の保持時間は、一般に15～30秒程度と考えられており、この時間内に必要な記銘処理が行われなかった情報は忘却される。
4. 情報を知識として永続的に保持することのできる記憶は、一般に長期記憶と呼ばれている。この長期記憶の容量には限界があり、チャンク(chunk)と呼ばれる、情報のまとまりの単位では、およそ 7 ± 2 チャンクと表現されている。
5. 長期記憶は、手続き的記憶と宣言的記憶に分けられ、宣言的記憶はさらに細分類されている。このうちの意味記憶とは、個人的な経験に関する情報の記憶をいい、中でも、社会的事件に関連し、強い印象を伴う記憶を、フラッシュバルブ記憶という。

【No. 62】 オペラント条件づけに関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. オペラント条件づけでは、実験を開始する前に通常ベースラインを測定する時間を設ける。この手続きの本来の目的は、対象に同じ刺激を繰り返し与えることによって、刺激に対して生じる反応をある程度減少させるという、馴化を生じさせることにある。
2. レバー押し行動などを行うことによってエサなどの報酬刺激が得られると、レバー押し行動は学習される。こうした現象は、報酬によって行動が強化されたと表現されたり、行動と報酬に随伴性があることが学習されたと表現されたりする。
3. レバー押し行動などを行うことによって電気ショックの痛みなどの嫌悪刺激が生じないという形で手続きがなされても、レバー押し行動は学習される。こうした手続きは、負の罰と呼ばれている。
4. オペラント条件づけでは、対象の行動を、現状の行動レベルから複雑な行動レベルまでに分け、段階的に目標とする行動が生じやすくなるように学習を進めることで、より複雑な行動を学習させることができる。こうした学習は、反応般化と呼ばれている。
5. オペラント条件づけの実験では、電気ショックのような嫌悪刺激を用いて新しい行動を学習させることがある。例えば、嫌悪刺激を繰り返し経験すると、嫌悪刺激に直面した際に逃げることを学習することになり、この条件づけは、特に回避学習と呼ばれている。

【No. 63】 ビネー式知能検査に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. A. ビネーは、成人における知能の質的差異を診断的にとらえるための個別知能検査として、ビネー式知能検査を開発した。
2. ビネー式知能検査では、思考、記憶、知覚などの多岐にわたる問題が、年齢級ごとに分けられて構成されている。
3. ビネー式知能検査では、各下位検査がそれぞれ言語性検査と動作性検査に大別され、言語性IQ(VIQ)、動作性IQ(PIQ)が算出される。
4. ビネー式知能検査では、知能の指標として、平均的知能水準を50として、個人の知能検査得点について同年齢集団の中での位置を相対的に示した、知能指数(IQ)が導入されている。
5. ビネー式知能検査は、現在、対象となる年齢層別に検査が開発されており、幼児用検査であるWPPSI、児童用検査であるWISC、成人用検査であるWAISがある。

【No. 64】 発達に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. J. ボウルビィは、発達において、特定の対象に対する特別な情緒的結び付きを愛着(アタッチメント)と呼んだ。そして、愛着の形成につながるとされる、主な愛着行動として、乳児が養育者に対しておもちゃやお菓子を分け与えたり、お手伝いをしたりするなどの後天的行動を挙げた。
2. J.S. ブルーナーは、発達においては、訓練や学習のような経験よりも神経系を中心とした成熟が重要であると考えた。そして、訓練や学習が効力を発揮するには、成熟によって学習準備性(レディネス)が備わっている必要があるとした。
3. E.H. エリクソンは、発達を各段階に分け、各発達段階に応じて発達課題があり、発達課題を克服することで自我が発達していくと考えた。そして成人期の課題として、「自分とは何者か」を模索し見出すという、アイデンティティの確立を挙げた。
4. A.L. ゲゼルは、発達のいかなる段階にある子どもに対しても、各教科を効果的に教えることができると考えた。そして、各教科の基本的原理を発達段階に合わせて、材料・方法を変えて繰り返し学ばせていく課程を、らせん型カリキュラムと呼んだ。
5. L.S. ヴィゴツキーは、発達においては、課題を独力で解決可能な水準と他からの援助があれば解決できる水準があり、この2水準の間の領域に働き掛けることが教育上重要であるとした。そして、この近い将来に発達すると考えられる領域を、発達の最近接領域と呼んだ。

【No. 65】 H.H. ケリー(1967)は、人が原因を合理的に推論するという考えに基づき、帰属理論において共変原理を基本とした分散分析モデル(ANOVA モデル)を提唱した。このモデルでは、帰属に用いられる情報として、次の3種類が挙げられている。

- 弁別性(distinctiveness)：ある人物 p は特定の刺激 x に対してだけ、ある反応を示すのか(高い弁別性)、あるいは他の刺激に対しても同様の反応を示すのか(低い弁別性)。
- 一貫性(consistency)：ある人物 p は特定の刺激 x に対して、いつも一貫した反応を示すのか(高い一貫性)、あるいは時や場合によって異なった反応をするのか(低い一貫性)。
- 合意性(consensus)：ある人物 p だけが特定の刺激 x に対してある反応を示すのか(低い合意性)、あるいはほとんどの人が同様の反応を示すのか(高い合意性)。

この分散分析モデル(ANOVA モデル)から推論される原因の例に関する記述ア～エのうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

ア. A君は作家 y 氏の作品だけでなく、多くの作家の作品を読んでいる。A君は作家 y 氏の作品のほとんどを読んでいる。A君の友人たちは作家 y 氏の作品を読んでいない。このような情報がわかっている場合、A君が作家 y 氏の作品を読む原因は、A君の読書好きにあると推論される。

イ. B君は作家 y 氏の作品だけを読んでいる。B君は作家 y 氏の作品のほんの一部だけを読んでいる。B君の友人たちは作家 y 氏の作品を読んでいない。このような情報がわかっている場合、B君が作家 y 氏の作品を読む原因は、作家 y 氏にあると推論される。

ウ. C君は作家 y 氏の作品だけを読んでいる。C君は作家 y 氏の作品のほとんどを読んでいる。C君の友人たちは作家 y 氏の作品を読んでいない。このような情報がわかっている場合、C君が作家 y 氏の作品を読む原因は特定されず、偶然であると推論される。

エ. D君は作家 y 氏の作品だけを読んでいる。D君は作家 y 氏の作品のほとんどを読んでいる。また、D君の友人たちも作家 y 氏の作品を読んでいる。このような情報がわかっている場合、D君が作家 y 氏の作品を読む原因は、D君と作家 y 氏の交互作用にあると推論される。

1. ア
2. イ
3. ア, ウ
4. イ, エ
5. ウ, エ

No. 66～No. 70は教育学です。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 66】 J.-J. ルソーの教育思想に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 人間の性格は環境の産物であるので、性格の改善には環境の改善が先行しなければならないと説き、改善された環境での新しい性格形成を目指し、「性格形成学院」と呼ばれる幼児教育と初等教育のための機関を開設した。
2. 外在的な悪を拒否することによって人間の自然善を守りぬき、その基礎の上に近代社会において自力で生きていくための知的道徳的能力を形成するところに教育の意味をとらえ、感官の訓練によって理性を準備する「消極教育」を初期教育の方法原理であるとした。
3. 子どもを教育の客体ではなく学習の主体としてとらえ、教育課程においては子どもの関心を軸とする「経験カリキュラム」を、教育方法においては「問題解決学習」を重視し、作業(occupations)教育を中心として知的活動との結合を強調した。
4. 社会的ダーウィニズムの立場から、教育の目的を「完全な生活に対して人間を準備すること」とし、人々を教養ある人間にみせかけるための古典語を中心とする教育を批判して、生活上の本質的な問いに答える上で有用な科学的知識を教えるべきであると主張した。
5. 認識対象としての事物の本質を「直観」によってとらえることが重要であるとし、感覚的印象から概念形式に至る認識理解に基づき、自然力としての「直観」を技術力としての「直観」へと訓練していくことが教授の任務であるという「直観教授」の考え方を示した。

【No. 67】 子どもの仲間集団に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 仲間集団とは、年齢・経験・関心・立場を共有する幼年期・学童期までの、子どもが触れ合う過程で自発的に自然発生的に形成される場合と人為的に強制的に形成される場合の2種類がある。後者は、学校教育の一環として行われ、「対等性」という特色が認められない。
2. 仲間集団には、二つのタイプがあるといわれているが、「ギャング」とは、集団的な遊戯を目的として自発的に形成されるインフォーマルな小集団であり、子どもの発達段階の最初に形成される。同年輩の子どもが仲間となって遊ぶが、友達を選ぶ範囲は近隣に限定される。
3. 仲間集団には、二つのタイプがあるといわれているが、「遊戯集団」とは、相互に同一又は類似的な社会層で共通の関心をもっている者どうしが人為的に形成する親密で排他的な性格をもったインフォーマルな小集団である。強い団結心や共通の行動型をもつという特色がある。
4. 子どもは、仲間集団内でゲームなどの活動に参加することを通して、その集団の態度を内面化し、集団全体の態度との関連で自己を決定するようになる。このように集団において個々のメンバーが共有している行動の基準を、G.H. ミードは「一般化された他者」と呼んだ。
5. 仲間集団と遊びとの相補的発達を考えた R.J. ハヴィガーストは、子どもの遊びの発達を、知能の発達との関連から、機能遊び、象徴遊び、ルール遊びの三段階で明らかにした。そして、ルール遊びにおいて仲間との関係が深まり、ルールを介して役割や協同の差異を学んでいくとした。

【No. 68】 教育課程行政に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 学校が教育課程の編成を行うに当たっては、教育基本法、学校教育法、学習指導要領などの基準を守ることが求められている。しかし、学習指導要領は近年の教育改革により改正され、それによって従来の法的拘束力をもつ基準としての位置づけから、手引き書(試案)としての性格をもつものへと変わった。
2. 都道府県又は市町村教育委員会は、これまで、学校が行う教育課程の編成・実施を管理する権限に基づき、いわゆる学校管理規則を規定していたが、近年の規制緩和政策により、各教育委員会は同規則を廃止した。そのため、教育委員会への教育課程の届出及び承認の必要はなくなった。
3. 教科書検定制度とは、民間で著作・編集された図書について、教科用図書検定調査審議会が教育基本法、学校教育法、学習指導要領で示された理念、方針、内容などに照らして、教科書として適切か否かを審査し、その答申に基づいて文部科学大臣が合否を決めて使用を認める制度である。
4. 教科書の採択権限は、すべての学校について、その設置者及び認可者である都道府県又は市町村教育委員会にある。また、教科書の採択方法も、すべての学校について、法律による規定に沿って採択され、各教育委員会の指導主事が採択対象の教科書を調査研究し、各学校長に推薦することになっている。
5. 各学校の教育課程を編成する権限は、各学校の学校評議員に与えられている。校長とともに学校評議員が実際に行われる教育活動の内容を立案・編成し、職員会議での審議と議決を経て、その結果を都道府県教育委員会へ年度内に届け出て、それが承認されると翌年度から実施することができる。

【No. 69】 生涯学習・生涯教育の歴史に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 1960年代に、ユネスコのE. ジェルピは、成人教育推進国際委員会に「ワーキング・ペーパー」を提出し、今日における生涯学習(生涯教育)論のもとになる生涯教育の理念を提唱した。
2. 1970年代に、P. ラングランは、従来の生涯教育論への批判から、教育と労働とを生涯にわたって交互に配置し還流できるようにする「リカレント教育」を提唱した。
3. 1980年代に、我が国では文部省(当時)が、従来の「生涯学習局」を「社会教育局」に再編し、同局は全局の中で筆頭局に位置づけられた。
4. 1990年代に、我が国では「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(いわゆる生涯学習振興法)」が制定され、同法に基づき国に生涯学習審議会が設置された。
5. 2000年代に、我が国では「教育基本法」が改正され、同法に新たに生涯学習の理念が明記されたことにより、「社会教育法」が廃止された。

【No. 70】 正統的周辺参加論に関する記述A～Dのうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- A. 正統的周辺参加論は、学校における「学級」という共同体において、事前に細分化されたモジュールから始めて、その部分を系統的段階的に集積して学問体系全体の理解へと至るというプロセスで学習が展開される伝統的な学習理論である。
- B. 「学級」という共同体での組織化された学習に「正統性」を認めることができず、学校での学習に参加できないのが「不登校」等の子どもたちである。そのような子どもたちに、学校の正統性を認めさせ、学校での正統性のある学習へ参加させるというのが、正統的周辺参加の具体例の一つである。
- C. 正統的周辺参加論は、学習のプロセスを、個人の内面に還元する伝統的な「教える－教わる」という相互行為としてとらえるのではなく、共同性のもとにとらえ直し、集団的な行為としての学びを提唱した新しい学習理論である。
- D. 仕立屋の徒弟たちは、試験や訓練がなくても、いずれ技能に長けた仕立屋の親方として独立していく。裁縫の技術などを「教わる」ことではなく、仕立屋という共同体の「成員になり、成員であり続けること」によって学習が成立しているとみるのが、正統的周辺参加の具体例の一つである。

- 1. A, B
- 2. A, C
- 3. B, C
- 4. B, D
- 5. C, D

No. 71～No. 75 は英語(基礎)です。

解答は、問題番号に該当する答案紙の番号欄に記入してください。

【No. 71】 Select the statement which best corresponds to the content of the following passage.

To the earliest explorers they seemed almost infinite, a dark pulsing mass stretching to the horizon. But the vast throngs of bison grazing on the Plains, by some estimates as many as 60 million, were not endless. Relentless hunting and the approach of civilisation reduced them to a last herd of 300 in 1893. Now they are being slowly reintroduced into the wild.

As many as 200,000 bison are currently raised commercially, to satisfy a growing demand for a meat that is leaner and richer in protein than beef. But wild bison, which are held in federal and state preserves, number fewer than 20,000.

The first reintroduction will probably take place in Alaska, where the Wood Bison, a larger cousin of the more familiar Plains Bison, is waiting to clear a two-year quarantine for brucellosis, a disease that afflicts both livestock and humans. The Wood Bison was also hunted to the point of extinction before a few were saved. For the current plan, Alaskan wildlife authorities imported a number of the animals from Canada. When the bison are released in 2010 the herd will be protected from hunting until the population re-establishes itself.

Introduction in other states will be harder and will take much longer. About half of Yellowstone National Park's 3,000 bison have been exposed to brucellosis. Bison straying beyond the park boundaries into cattle-grazing lands have been slaughtered or chased back inside. Any bison found to have the disease is killed. Since last autumn as many as 1,600 Yellowstone bison have been shot outside the park.

The present effort now focuses first on eliminating the brucellosis threat. Cattle-ranchers, who have worked hard to eliminate the disease from America, fear that the wild bison will infect their herds and damage the industry, particularly the overseas market. Some environmentalists counter that there is no recorded case of bison-to-cattle transmission. One proposal, which would keep the animals more separate, would replace cattle with bison on federal grazing lands. Some wildlife groups are raising funds to purchase tracts of land for future herds.

1. Bison in North America were almost extinct due to a disease called brucellosis.
2. The meat of wild bison contains more protein than that of farmed bison.

3. Wood bison in Alaska have already been reintroduced into the wild because they are free from any diseases.
4. Wild bison, which are now protected by the government, will be released for hunting as early as 2010.
5. The brucellosis threat is a major obstacle to the effort to reintroduce bison in America into the wild.

【No. 72】 Select the statement which best corresponds to the content of the following passage.

Breast cancer is the most commonly diagnosed^{*1} malignancy among women and, after lung cancer, the second leading cause of cancer-related deaths in North America. Yet unlike the survival rate for individuals diagnosed with lung cancer, the rate for women diagnosed with breast cancer has been rising dramatically over the past decade — to the point where breast cancer could soon lose its ranking as the second-greatest cancer killer. Nothing would delight clinicians like us more.

This improvement in overall outlook for women diagnosed with breast cancer is attributable in part to earlier detection, which results from greater awareness of, and access to, regular breast screening. But breast cancer patients are also benefiting from accelerated research that has led to a much better understanding of the disease and a wider variety of treatment choices that doctors can mix and match to tailor therapy for a particular patient. In just the past decade, it has even become possible to target drugs to specific molecules within tumors^{*2} that help to drive the disease.

Breast cancer was, in fact, the first type of solid-tumor cancer to be treated with this molecular-targeting therapeutic approach, when the drug trastuzumab (Herceptin) was approved in 1998. The protein that trastuzumab was designed to attack, called HER2, promotes aggressive tumor growth. Before trastuzumab, diagnosis with a tumor that overproduces HER2 was dreaded news for patients. Now it can be one of the tumor types with the best prognosis^{*3}, because doctors have an increasing number of effective weapons against HER2.

The next decade promises to be an exciting and productive time in the field of molecular-targeted cancer therapy: additional drugs currently being tested in people and animals are making it possible to go after an increasing variety of molecular tumor features that play a critical role in the initiation and survival of malignancies and in the cancers' progression to increasingly threatening stages. Along with improvements in order therapies and supportive care, this newer generation of drugs gives doctors more options for customizing treatment to cope with a tumor's particular suite of molecular characteristics and reflects our growing realization that breast cancer is not a single disease.

※1 diagnose : 診断する

※2 tumor : 腫瘍

※3 prognosis : (病気の)予後

1. Women who suffered from lung cancer are often diagnosed with breast cancer, and it is the main cause of cancer-related deaths in North America.
2. The survival rate of breast cancer has been rising in North America, thanks to increased earlier detection and improved surgical methods.
3. Breast cancer was the first type of solid-tumor cancer for which molecular-targeted therapy became effective, and the therapy will advance further in the coming decade.
4. The epoch-making therapy for breast cancer, which treats breast cancer by injecting the specific protein called HER2 into molecules, was discovered in 1998.
5. A new generation of doctors has come to acknowledge the patients' rights to determine the type of therapies as the number of options for treatments has been increasing dramatically.

【No. 73】 Select the statement which best corresponds to the content of the following passage.

It was far from perfect. But despite chaotic voting in Luanda, the capital, Angola's general election on September 5th seemed to reflect the will of the 8 million-plus registered voters. The ruling Popular Movement for the Liberation of Angola (MPLA^{*1}), in power since independence in 1975, won by a landslide, with more than 80 % of the vote. The main opposition party, the Union for the Total Independence of Angola (UNITA^{*2}), came a sad second, with only 10 %.

The head of an observer mission from the European Union refused to endorse the poll outright as "free and fair" but said it was "an advance for democracy." More important, UNITA's leader, Isaias Samakuva, accepted defeat, despite the party's demands for a rerun of the poll in Luanda, which was turned down. "Our country has taken an important step for the consolidation of our fragile democracy," he said. "From now on, each government is going to last only four years, not 33-plus."

It was a big test for a country that has held only one multi-party election since independence. The mood this week was quite different from that of 1992, the last time Angolans had a choice of parties. Then, after the results came out, UNITA took up arms again until the death in 2002 of its leader, Jonas Savimbi, finally paved the way for peace.

This time several thousand candidates from ten parties and four coalitions competed for 220 seats. Voters cast ballots at about 12,400 polling stations. Despite a few ugly incidents, the campaign and the vote were peaceful. Most observers apparently thought the count was fair. American, European and African ones, as well as locals, scrutinised the poll.

The opposition claimed fraud, but most observers blamed the problems in Luanda, where close to 29 % of the voters are concentrated, on disorganisation rather than foul play. Some of Luanda's polling stations ran out of ballots or got them late. In some cases they opened late or not at all, and the vote was extended to a second day. Voters lists were not always available, making it impossible to check who had voted. Rules were applied unevenly; some polling officers were not aware of last-minute changes. Local observers had problems being accredited, so their presence in Luanda was scaled down. A member of the EU's team reported hanky-panky in the oil-rich enclave of Cabinda.

With the advantage of incumbency, deep pockets and the bias of the state media and institutions, the MPLA had a big advantage. But the size of its victory, presuming the count was accurate, suggests it would have won comfortably anyway.

※1 MPLA：アンゴラ解放人民運動

※2 UNITA：アンゴラ全面独立民族同盟

1. This time, Angola's general election was held freely and fairly.
2. Overall, Angola's general election was held peacefully this time.
3. Only two political parties participated in Angola's general election.
4. The MPLA won the general election by giving money to voters.
5. The UNITA is confident that it will win the next general election.

【No. 74】 Select the appropriate combination of words to fill in the blanks of the following passage.

Dear Sir or Madam,

I am now (A) my next trip to South East Asia, and I would be very pleased if we could meet to discuss our production requirements for next year.

I hope to be in Singapore on April 3 and 4. Would it be (B) to visit you on April 3 at 10.30 am? I would be (C) if you would tell me exactly where your offices are (D).

I look forward to hearing from you.

Yours faithfully

A	B	C	D
1. planning	convenient	great	located
2. planning	possible	great	found
3. planning	convenient	grateful	located
4. thinking	convenient	grateful	found
5. thinking	possible	great	located

【No. 75】 Select the definition and example which best corresponds to the meaning of the underlined word.

The product comes with a 10-year warranty.

1. to travel to or reach a place: *They came over the mountains in the north.*
2. to be delivered to you by post: *A letter came for you this morning.*
3. to reach a particular level: *The water came up as far as my chest.*
4. to be produced or sold with particular features: *This particular sofa comes in four different colours.*
5. to be in a particular position in an order, a series, or a list: *That comes a long way down my list of priorities.*

No. 76～No. 80は英語(一般)です。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 76】 Select the statement which best corresponds to the content of the following passage.

In 1970, six years after its independence from Britain, Malawi had a per capita GDP of around \$70. Today, despite nearly half a billion dollars a year in foreign aid, that figure stands at \$600 — still among the lowest in the world. And Malawi isn't alone. While most of the developing world's economies have grown at around 4% per year since 1970, a significant number of countries, largely in Africa, are actually worse off now than they were a half-century ago. Even as globalization lifts much of Asia from poverty, these unlucky nations seem caught in a riptide of poverty.

In his new book, *A Farewell to Alms*, economic historian Gregory Clark notes that the yawning chasm between rich and poor has been widening since the late 18th century. “Hundreds of millions of Africans now live on less than 40% of the income of pre-industrial England,” he writes. Clark proposes a wildly contentious explanation for this disparity. By studying wills from England circa 1800, he finds that rich families tended to reproduce far more abundantly than poor ones. As the affluent outbred the poor, bourgeois values like thrift and literacy apparently diffused through English society from the top down, eventually jump-starting the Industrial Revolution, and allowing, for the first time in history, economic growth to outpace population growth. England's exploding prosperity, then, depended on the cultural, and perhaps even biological, transmission of those values. “The triumph of capitalism in the modern world thus may lie as much in our genes as in ideology or rationality,” Clark concludes.

That's a bold statement. It's also utterly specious. As every high-school biology student knows, evolution is neither a tidy nor quick process. Even if Clark could somehow prove that prosperity is hereditary — survival of the richest, he terms it — it doesn't follow that genetics, rather than geography or blind luck, caused Europe to industrialize before the rest of the world. Isn't it just as likely that innovations such as the steam engine, and the exploitation of its colonies, made England wealthy? And Clark's social Darwinism doesn't explain why equally stable and sophisticated societies in China and India industrialized at different rates, or how they have managed to become capitalist powerhouses in only a generation. At best, *A Farewell to Alms* is woefully naive; at worst, willfully reductionist. But Clark is right on a least one point: the industrialized world's prescription for affluence —

good government, efficient markets and generous transfusions of foreign aid — has done little to spread prosperity to countries like Malawi. As he writes, “There is no simple economic medicine that will guarantee growth.”

In his terrifically readable — and far more convincing — *The Bottom Billion*, former World Bank research director Paul Collier offers another take on why aid is so ineffective. For one, it’s often inefficiently distributed: according to one survey in Ghana, only about 1 % of medical aid actually made it to hospitals. And foreign aid is sometimes channeled into military spending — about 11 % of the total, according to Collier’s best estimate — or squirreled away in Swiss banks by kleptocrats. But Collier primarily blames a phenomenon known in economics circles as “Dutch disease.”

In the 1960s, the Netherlands discovered huge deposits of natural gas in the North Sea. A windfall, right? Wrong. The discovery effectively hobbled Dutch industry, since any surge in revenue from natural resources — or from foreign aid, for that matter — tends to drive up exchange rates, making exports less internationally competitive. But thriving export industries, Collier argues, are precisely the reason for Asia’s dramatic economic rise. They are also what Africa will need to develop in order to follow the same trajectory. Collier’s idea seems to be sinking in: last month, the large international aid organization CARE announced that it would no longer accept subsidized food aid from the U.S. because it was depressing local farm economies in poor countries.

1. The per capita GDP of Malawi has increased dramatically thanks to the benefits of globalization.
2. Gregory Clark’s theory — economic success is biologically predetermined — is unchallenged.
3. Paul Collier thinks that much foreign aid reaches those in need.
4. A natural resource discovery led the Netherlands to be an economic power in the 1960s.
5. Foreign aid can have negative consequences to a country’s economy.

[No. 77] Select the statement which best corresponds to the content of the following passage.

Three years ago Russian President Vladimir Putin made the rejuvenation of Black Sea resort city, Sochi, his personal project, and it has boomed ever since. The Kremlin has pledged \$7.5 billion to upgrade the city's infrastructure and create new ski runs in the mountains above the city. Private capital piled in behind. At this year's Sochi investors' forum, hosted by Putin, businessmen made \$23.3 billion in investment deals in Sochi and the region, most of them construction and resort projects. Earlier this year the International Olympic Committee cemented the city's status by choosing it as the site of the 2014 Winter Olympics. And while it might not be as grand as St. Petersburg or Odessa — both cities created by great Russian tsars and tsarinas centuries ago — it has become clear, as Putin's term as president draws to a close, that part of his legacy will remain in Sochi, a monument to the prosperity and renewed Russian pride of his era.

In many ways Sochi's well-to-do façade mirrors Putin's Russia, where big deals are lubricated by petrodollars — and the Kremlin keeps a paternal eye on the dealings of big business. The city's boom has been funded by money from Russia's rich store of commodities, but it is the Kremlin that has taken the lead in directing those cash flows to Putin's pet city.

Putin has also chosen a risky gambit in selecting Sochi — not least because the city is just 20 kilometers from Abkhazia, a separatist region of Georgia. Though Abkhazia broke away from Georgia in a bloody civil war in the early 1990s, Tbilisi has never recognized the rebel statelet. Low-level raids and skirmishes are a regular occurrence on Abkhazia's border with Georgia proper — and though there's little danger of the violence spilling into Russia, an ongoing war of words, interspersed with bullets, is a headache the Olympic city doesn't need on its doorstep.

Yet the party goes on in Sochi, at least in part because it is one European resort where rich Russians have not begun to wear out their welcome. Hoteliers at the Austrian resort Kitzbühel, for instance, have proposed limiting the number of Russians allowed in because, they said, of bad behavior. Now Russians are ready for their own sea-and-ski resort that is free of such discrimination, says Alexander Pochinok, a Russian senator. "Russians need their own Courchevel," he says. He predicts Sochi will become a year-round, world-class international resort that could welcome 15 million to 17 million tourists every year.

All the Kremlin's favorite businessmen are already loyally contributing to the project. Billionaire metals magnate Vladimir Potanin plans to invest \$1.5 billion in the Roza Hutor sports complex in Krasnaya Polyana. He worries that "there is nothing ready yet, no

water-filtering stations, no electricity, no roads.” But he says he is confident Sochi will soon be “every bit as good” as the best European resorts. Similarly, aluminum billionaire Oleg Deripaska has sunk \$2 billion into a 220-hectare plot where the Olympic village will stand. He also owns Sochi’s top hotel, the Rodina, or Motherland, where double rooms go for \$1,000 a night. The heady combination of the Kremlin’s blessing of Sochi and petroleum wealth has produced a spike in real-estate prices and luxury spending. Developer Viktor Baturin, brother-in-law of Moscow Mayor Yury Luzhkov, recently sold the Park Hotel on the Sochi waterfront for \$65 million. “Real estate has gone up 500 percent since Sochi got the Olympics,” he says.

With all this money flying around, Sochi could become a glaring example of Russia’s other systemic problem: graft. “Local bureaucrats see their job as harvesting money from businessmen,” says Sergey Demin, the director of the ST construction group, which is busy putting up multistory luxury apartment buildings on the Sochi waterfront. Businessmen hope the Olympic Committee’s oversight will help stop the alleged corruption. But it is unclear what steps the local authorities are prepared to take to counter the allegations of growing corruption in the thriving Sochi economy.

Sochi’s problems with crumbling infrastructure, overpriced real estate and sluggish bureaucrats are nothing new. In fact Russia’s other great boomtown, Moscow, has them in spades yet somehow continues to grow apace. And Sochi is an Olympic city, after all, and like most Olympic cities it will undoubtedly muddle through to put on a great show — probably aided by at least a little pressure from Putin, even from retirement, as he ensures that his Olympics are an enormous success.

(注) 設問の文章は、2007年に書かれたものである。

1. Russian government will give less attention to Sochi after Putin’s presidential term ends.
2. Sochi is ready to host the Olympics in terms of transportation system.
3. Real estate prices in Sochi have skyrocketed since Sochi was nominated the host of the Winter Olympics.
4. Sochi’s authorities have intensified efforts to crack down on corruption.
5. Sochi’s bubble economy is believed to burst after the Olympics.

[No. 78] Select the statement which best corresponds to the content of the following passage.

In the east, the EU's newer members are purring like tigers. Poland's current growth rate is as good as India's, and the Czech economy is growing faster than Taiwan's or Malaysia's. Even China, supposedly the world's export king, is being outpaced by Germany, which sells more of its goods and services abroad. Little Belgium now exports more than mighty South Korea. And the euro zone is running a trade surplus — unlike the United States, with its colossal \$830 billion deficit.

Then there's the euro itself, the currency that wiseacres in London called "Mickey Mouse money" when it was introduced in 2000. Today there are more euros in circulation than dollars, and the currency's strength has helped Europe ride out hikes in oil and commodities prices. And the interest rates set by the European Central Bank are lower than those dictated by the Fed or the Bank of England, meaning there's more juice flowing in the European economy.

Yes, there are problems: Transparency International rightly complains about high corruption in the new EU member states. But once upon a time, Italy, Spain and Greece faced — and overcame — similar troubles. And the warnings haven't stopped middle-class Europeans from buying cheap vacation homes in sunny countries like Bulgaria.

For their part, the new members are sending inexpensive, skilled and hardworking labor west. Ten thousand pickers from Lithuania have helped Ireland's mushroom industry boom. Small British firms that once thought they'd have to outsource to Asia are now using low-cost eastern workers — legal migrants all — to expand at home.

Even the much-maligned European Commission has started powering ahead on trade liberalization, opening up air traffic with the United States and ordering banks to reduce charges on cross-border transactions. And the European Parliament, which used to move at a snail's pace, has acted quickly to stop mobile-phone users from being ripped off when they make calls across frontiers.

And yet, as is usual in politics, the good news is traveling slowly. Mention Europe or the new constitution, and pundits and politicians start to groan. Tony Blair, the most successful European leader of the past decade, came to power pledging to make Britain more comfortable with the EU. Yet he exits with Euro-skepticism on the rise in his homeland, with polls showing a two-to-one majority against a new EU treaty.

Similar grumblings can be heard far to the east. Poland's ruling Kaczynski twins have ceaselessly criticized their neighbor Germany for blocking Poland's attempt to give all members equal voting weight in the EU and for showing little EU solidarity on issues like

missile defense. Meanwhile, the Czech Republic's President Vaclav Klaus has denounced Europe's CO₂-reduction policies. At the heart of Europe, however, its founding couple, Germany and France, are renewing their vows. Just as Konrad Adenauer and Charles de Gaulle steered their nations into Europe in the 1960s, as Helmut Schmidt and Valéry Giscard d'Estaing later initiated the coordination of monetary policy, and as Helmut Kohl and François Mitterrand powered European integration and the single currency in the 1980s, Angela Merkel and Nicolas Sarkozy have emerged as the mistress and master of Europe. Paris and Berlin have seized the initiative on questions such as how far and how fast the EU should go. London and Warsaw may mutter in irritation, but as long as they oppose rather than propose, the destiny of Europe will remain in the hands of the French and the Germans.

The real news, however, is that even as the headlines continue to report on rows and seemingly momentous summits in Brussels, the important action these days is economic, not political. European pols want to create a standing president of the European Council to represent EU nations and match the authority of the president of the European Commission (who represents the Brussels bureaucracy). Few except diehard Euro-skeptics oppose more coordination of foreign policy. Yet most citizens hardly care. Leaders can proclaim great EU dreams and ambitions to their hearts' content. Meanwhile, ordinary folk are enjoying a new car, holidays in the sun and the freedom to work and travel in a borderless continent.

So what if most politicians (besides Merkel and Sarkozy) prove unable to lead? In Bertolt Brecht's play "Galileo," the hero declares, "Unhappy the land without heroes," and then gets the reply "Unhappy the land that needs heroes." Europe today is proving this point by entering a post-heroic era. This will disappoint Euro-skeptics and keen federalists alike. But Europe's citizens just want to get on with their lives. They take the EU for granted but won't give up the particularities of their nations and 27 different ways of doing and saying things.

(注) 設問の文章は、2007年に書かれたものである。

1. The euro used to be taken seriously by experts in London.
2. Most EU manufactures still have to depend on Asia for cheap workforce.
3. The European Commission is reluctant to promote deregulation across the borders within the euro zone.
4. Germany and France have been masterminding the integration of Europe.
5. Europeans desire the real unification of Europe at the expense of their countries' peculiarities.

【No. 79】 Select the statement which best corresponds to the content of the following passage.

An exhibition, “Home Delivery: Fabricating the Modern Dwelling,” is now on view at the Museum of Modern Art (MOMA) in New York City that charts the bumptious history of prefabricated housing. The show was organized by Barry Bergdoll, MOMA’s chief curator of architecture, who was operating in a playful mood. There are lots of video-projection screens, a glass case displaying an Erector set, even a full-scale version of part of an all-steel Lustron house that must have been a very difficult place in which to be a frustrated 1950s housewife. (Try banging your head against *those* walls.) But this is also a scholarly show with a complicated agenda — to be the illustrated history of an idea whose time never quite comes.

And it’s been a long time not coming. The first documented example of prefab is from 1830. Called the Manning Portable Colonial Cottage for Emigrants, it was a modular system devised by a London carpenter to ease his son’s transition to Australia. But it was the rise of assembly-line manufacturing in the 20th century that gave real impetus to the idea that houses, just like cars and shoes, could be mass-produced. Early in the century, Thomas Edison came up with the Single Pour Concrete System. It involved pumping concrete into wooden molds to form houses like so many multistory cupcakes. In 1917 he deposited about 100 in and around Union, N.J., but a market never materialized. People just didn’t warm to the idea of living in oversize knickknacks. And besides, the walls kept cracking.

Sears, Roebuck and Co. had better luck with its mail-order home kits. From 1908 to 1940, it sold about 100,000 in no fewer than 447 models that buyers picked from catalogs. Thousands of pieces would be shipped to the customer — lumber, shingles, siding, pipes, paint, plus, of course, the all-important assembly guide. (Lose that and you had a real puzzle on your hands.) The Sears houses sold precisely because they were in utterly conventional styles: Cape Cod, colonial, bungalow and so on. Nothing about them suggested the hand of any mad scientist-architect intent on designing a brave new home for mankind. Where houses are concerned, familiarity breeds contentment.

To this day, the prefabs that appeal to a large market are snap-together modulars in traditional silhouettes. No architects need apply. But over the past decade, quite a few architects have returned to the idea in the dogged belief that a factory-produced house that isn’t pure kitsch can still appeal to buyers. One of the new mantras* is mass customization. Design software and high-tech tools like computer-controlled laser saws make it possible to adapt a basic design to suit individual customers. To bring “Home Delivery” to a smashing conclusion, MOMA has installed five full-scale new houses, each by a different architect or

firm, on an empty lot adjacent to the museum. The message is plain: prefab may have a checkered past, but it always has a future.

※ mantra：スローガン，標語

1. Prefabricated housing is a rapidly growing industry because an increasing number of people prefer to spend less time and energy in building their own homes.
2. Edison's prefabs were unpopular because they were built in the age prior to the rise of assembly-line manufacturing when people did not believe that houses could be mass-produced.
3. The future of prefabricated housing is gloomy since a house is made up of thousands of different pieces and not suited for assembly-line manufacturing.
4. Most customers have not been willing to buy prefabricated houses in untraditional styles which require the ingenuity of experimental architects.
5. Architects will soon abandon the idea of prefabricated housing since it has not been accepted by the general public for such a long time.

【No. 80】 Select the statement which best corresponds to the opinion of the author of the following passage.

The Paulson-Bernanke bailout plan shines a blinding searchlight on the detritus in the American financial system. Assets are evidently rotten in so many different places that no financial institution wants to risk doing business with any other financial institution without a government backstop.

Some radical and comprehensive step from government was clearly necessary, or else outcomes as bad as — and perhaps even worse than — those of 1931 and 1932 would have been inescapable.

A proposal of this magnitude has naturally stirred up a storm of commentary, but I believe that two critically important potential results of the plan deserve more attention than they have received.

The first is the risk of moral hazard within the bailout itself. If the government is going to make good so many losses throughout the system, why will anyone set limits on risk-taking in the future?

The second problem is more philosophical, involving what the bailout plan reveals about the functioning of the free enterprise system itself.

My position on government bailouts of institutions on the verge of failure has been clear ever since the procedure was formalized in the savings-and-loan crisis in 1989. I have favored these steps, even though such government rescues reward those who took more risks than they should have and are ultimately paid for by those who were more conservative in their activities.

From this viewpoint, government bailouts create moral hazard and therefore might seem to be a mistake. If you cannot lose because government will always come to your rescue when the chips are down, then why limit your risks?

Anyone answering this question in the affirmative is acting with full rationality.

We could avoid this conflict of interests by refusing to bail out the risk-takers and letting the financial miscreants squirm in their own juice. These consequences might provide satisfaction to the moralists among us, but life is not so simple. An epidemic of unpaid bad debts would devastate the lenders and ignite a conflagration that could pull down the whole economic and financial structure, ruining everybody.

The choice is between two cruel outcomes. I prefer trying to deal with moral hazard later on, because preserving the system — and society — has to have the highest priority.

My viewpoint on these matters developed from what has occurred over the years with bailouts of single companies or only small groups of companies, like Long-Term Capital Management, savings institutions and Bear Stearns. These simple transactions, however, have only a distant family resemblance to the Paulson-Bernanke plan for a massive bailout

of countless financial institutions.

There is an immense difference between the government's proposal for a comprehensive bailout and the far simpler process of bailing out Bear Stearns or even a dozen or so Bear Stearnses.

The justification is the same, but the grim consequences in terms of moral hazard are of an incomparably greater order of magnitude. Once the federal government declares "Thou shalt not fail," there are no limits to how far future risk-takers will go. Who will see any need to pay attention to what the consequences might be to the government budget, the market for its bonds, the taxpayers, its creditors, and, indeed, to the nation's whole economic structure?

The second issue I raise goes to the very foundations of the economic system in which most Americans believe and, indeed, take for granted. Our system is rooted in individual decision-making in free markets.

In theory, at least, the less government intervention, the better: the mantra* is that markets know best.

The imminent superjumbo bailout is the inescapable result, but we must at some point confront its more profound implications.

As we move into the future, and as the terrible crisis finally passes into history, how will we deal with this earth-shaking blow to the most basic principle of our economic system?

I do not know how to answer that question. But we need to ask it.

(注) 設問の文章は、2008年に書かれたものである。

※ mantra：スローガン，標語

1. Any bailout plan, no matter how small the targeted debts are, must be refused because it will create the moral hazard of rewarding limitless risk-takers.
2. A small-scale bailout plan can be accepted, but there is no way to agree with the Paulson-Bernanke bailout plan which has far-reaching detrimental implications on the whole economy.
3. The Paulson-Bernanke bailout plan cannot be supported, since it will not only favor limitless risk-takers but also cause a serious damage to the functioning of the free enterprise system.
4. The massive bailout proposed by the Paulson-Bernanke bailout plan is inescapable to avoid ruining the whole economy, but we must not neglect its damage to the fundamental principle of free markets.
5. It is impossible to take a position on the Paulson-Bernanke bailout plan, since it does not address its risk of undermining the foundation of the free market economy.

平成21年度 II種(行政) 専門試験

正答番号表

問題	正答	問題	正答	問題	正答	問題	正答
1	5	21	2	41	1	61	3
2	4	22	1	42	5	62	2
3	2	23	3	43	1	63	2
4	4	24	3	44	4	64	5
5	5	25	5	45	1	65	1
6	2	26	4	46	3	66	2
7	2	27	3	47	5	67	4
8	5	28	5	48	5	68	3
9	5	29	5	49	2	69	4
10	2	30	3	50	1	70	5
11	2	31	3	51	2	71	5
12	2	32	2	52	5	72	3
13	3	33	1	53	4	73	2
14	1	34	2	54	4	74	3
15	1	35	4	55	1	75	4
16	3	36	2	56	3	76	5
17	3	37	3	57	2	77	3
18	1	38	4	58	1	78	4
19	※	39	2	59	4	79	4
20	1	40	4	60	1	80	4

※ この問題は採点対象から除く。